

第39回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
（会場受付開始 午前9時）

開催場所 東京国際フォーラム ホールA
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号



- 交通
- JR線 有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩約3分
 - 東京メトロ有楽町線 有楽町駅
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩約3分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※ 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 議案
- 第1号議案 取締役11名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する報酬等の決定の件

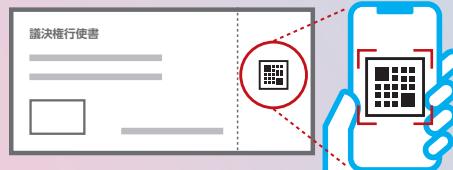
事前の議決権行使について

インターネットまたは書面により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。詳細は4～5頁をご確認ください。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時45分まで

スマートフォンで議決権行使を簡単に！



本招集ご通知の主要コンテンツを
パソコン・スマートフォンでも快適にご
覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9434/>



ソフトバンク株式会社

証券コード：9434

経営理念

情報革命で人々を幸せに

ソフトバンク株式会社および子会社は、ソフトバンクグループ共通の経営理念である「情報革命で人々を幸せに」という考え方の下、創業以来一貫して、情報革命を通じた人類と社会への貢献を推進しています。

ビジョン

「世界に最も必要とされる会社」を目指して

当社は情報革命で人々の幸せに貢献し、「世界に最も必要とされる会社」になることを目指しています。このビジョンの達成に向けて、これまで築き上げた事業基盤と、デジタルテクノロジーの力で、誰もが便利で、快適・安全に過ごせる理想の社会を実現していきます。

AI時代における 飛躍に向けた成長投資の強化と 上方修正した目標達成の両立を目指す

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO **宮川 潤一**



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第39回定時株主総会招集ご通知をお届けします。

2024年度の連結業績は、増収増益となりました。全てのセグメントが増収増益を達成し、まさに全社一丸となって取り組んだ成果となりました。特に、当社グループ全体で支援してきたPayPay(株)^(注)が、通期で初めて300億円を超える営業黒字を計上し、本業績に大きく貢献しました。

事業が好調に推移していることを踏まえ、2025年度を最終年度とする中期経営計画の財務目標を上方修正しました。当初は9,700億円としていた営業利益目標を引き上げ1兆円とし、親会社の所有者に帰属する純利益については5,350億円から5,400億円に引き上げました。これはAI時代において中長期的な成長を目指すための先行投資を強化した上での修正です。

2025年度はAIの進化を中心とした激動の年となり、パーソナルアシスタントのような機能を果たすAIが登場し始めるのではないかと予想しています。そのような高度なAIがあらゆる産業や社会に実装され、利活用が広がっていくほど、それを支えるインフラの価値は高まります。当社は、AIデータセンターや日本語に特化した大規模言語モデルの構築、生成AIサービスの開発・提供などを通じて、AIとの共存社会を支える「次世代社会インフラ」へと進化を遂げ、企業価値をさらに高めていきます。

当社は、今後も中長期的な成長と株主還元の両立を目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援の程よろしくお願い申し上げます。

(注) PayPayカード(株)を含む

2025年6月2日

証券コード9434
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

第39回定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第39回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://www.softbank.jp/corp/ir/stock/shareholders/2025/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

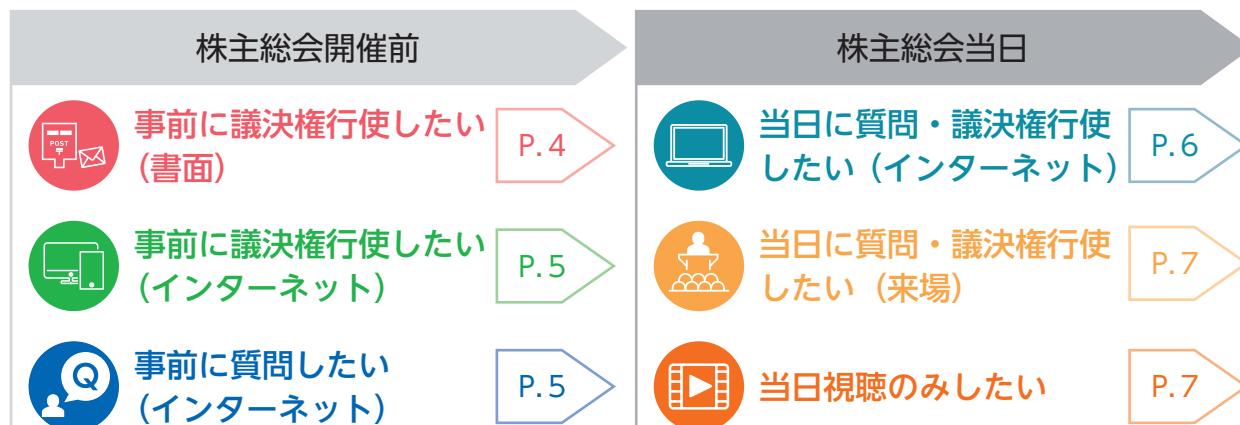
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類 / PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



日時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
場所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールA (会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご来場ください)
目的事項	<p>▶ 報告事項 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>▶ 決議事項 第1号議案 取締役11名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する報酬等の決定の件</p>

- ◎会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、6月19日（木曜日）までに末尾の「株主総会に関するお問い合わせ先」までご連絡ください。
- ◎書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第22条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部です。
【新株予約権等の状況】、【会計監査人の状況】、【業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要】、【連結持分変動計算書】、【株主資本等変動計算書】、【連結計算書類の連結注記表】、【計算書類の個別注記表】
- ◎書面交付請求をされていない株主さまには、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類から一部抜粋した書面をご送付しています。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

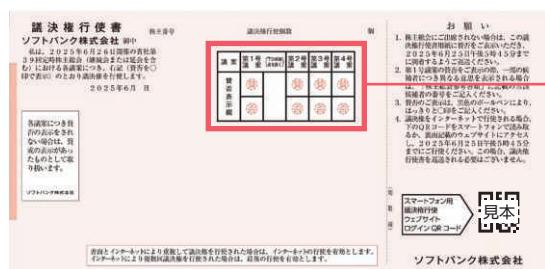
株主総会の流れ



株主総会開催前

 **事前の議決権行使 (書面)**
 同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえ、**2025年6月25日 (水曜日) 午後5時45分までに到着**するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法



→こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- | | |
|------------------|---|
| 第1号議案 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全員賛成の場合 …… 「賛」 の欄に○印 ● 全員否認する場合 …… 「否」 の欄に○印 <p>※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。</p> |
| 第2・3・4号議案 | <ul style="list-style-type: none"> ● 賛成の場合 …… 「賛」 の欄に○印 ● 否認する場合 …… 「否」 の欄に○印 |

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

こちらを切り取ってご返送ください。

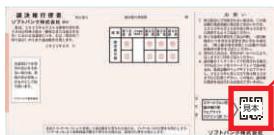


事前の議決権行使（インターネット）

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否を**2025年6月25日（水曜日）午後5時45分**までにご入力ください。

スマートフォンから

- 1 スマートフォン等にて、議決権行使書右下記載のQRコードを読み取り



※QRコードは
(株)デンソーウェーブの
登録商標です。

- 2 画面の案内に従って賛否を入力

PCから

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使
ウェブサイト | <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 議決権行使書に記載された「議決権行使コード」・「パスワード」を入力

- 3 画面の案内に従って賛否を入力

お問い合わせ先について インターネットによる議決権行使で、スマートフォンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524（受付時間9：00～21：00 年末年始を除く）

- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



事前の質問（インターネット）

2025年6月11日（水曜日）午前9時から2025年6月25日（水曜日）正午まで、株主さまは、「ソフトバンク株主総会Portal」より本総会の目的事項に関してご質問いただくことが可能です。株主さまのご関心が高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。なお、株主さまから寄せられた事前のご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。

株主総会当日



当日の質問・議決権行使（インターネット）

開催日当日に、右記「ソフトバンク株主総会Portal」を通じて、オンライン配信をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問が可能です。実際に株主総会の会場にお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

1 開催日当日の出席方法

開催日当日（2025年6月26日（木曜日））の午前9時から、「ソフトバンク株主総会Portal」より、同封の
に記載されている「」、「」、「」をご入力の上、「出席」ボタンを押下して、当日出席画面にアクセスください。

- 当日出席画面より、本総会の開会後から決議事項の採決時まで議決権行使いただけます。ただし、一度、議決権行使をしていただいた場合、その後の行使内容の変更はできませんのでご注意ください。
- インターネット出席における議決権行使の取り扱いは以下のとおりです。

株主総会前日まで	株主総会当日	議決権の取り扱い
事前に議決権を行使した	議決権を行使した	株主総会当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	事前の議決権行使が有効
事前に議決権を行使しなかった	議決権を行使した	株主総会当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	棄権

株主総会当日に議決権行使したものの、賛否を選択しない議案があった場合は、当該議案は「棄権」としてお取り扱いします。

2 ご質問について

- 当日出席画面より、ご質問いただけます。受付はテキスト（200文字以内）をご入力いただく形で行います。
- 質問時間に限りがございますので、ご質問はお一人様1問までとなる点、いただいたご質問のすべてを回答することはいたしかねる場合がある点、また、本総会の目的事項に関しないご質問である場合等ご質問の内容によってはご回答いたしかねるものがある点、ご了承ください。
- 株主さまから本総会当日に寄せられたご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。

3 動議について

- インターネット出席の株主さまからの動議は、株主総会の手続きに関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、提出は受け付けないこととさせていただきますので、あらかじめご了承ください。動議の提出を希望される株主さまは、ご来場での出席をご検討ください。

4 インターネット出席いただくための環境

「ソフトバンク株主総会Portal」の推奨環境等は、右記ウェブサイトよりご確認ください。なお、インターネット出席に必要な通信機器類および一切の費用については、株主さまのご負担とさせていただきます点、ご了承ください。

インターネット出席推奨環境

[https://jp.vcube.com/
support/virtual-shareholders-
meeting/requirements/](https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/)



5 その他注意事項

- インターネット出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。
- 通信環境等の影響により、オンライン配信や音声の乱れ、または一時中断されるなどの通信障害が発生する可能性がございます。当社としては、このような通信障害によってインターネット出席株主さまが被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご確認ください。



当日の質問・議決権行使（来場）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
株主総会当日にご来場されたうえで、前記に記載のインターネット出席による方法で議決権行使をされた場合は、インターネット出席をされたものと取り扱います。
本総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。



当日のオンライン配信視聴

本総会の模様は、右記、当社ウェブサイトの「第39回定時株主総会オンライン配信のお知らせ」ページにて、2025年6月26日（木曜日）午前10時よりご視聴いただくことが可能です。（前記に記載のインターネット出席とは異なり、株主総会の出席とは取り扱われず、また、議決権行使、ご質問いただけませんのでご注意ください。）

オンライン配信 ウェブサイト（視聴のみ）

[https://www.softbank.jp/
corp/news/info/2025/
20250424_01/](https://www.softbank.jp/corp/news/info/2025/20250424_01/)



運営に変更が生じた場合

なお、オンライン配信、インターネット出席における通信障害等も含め本総会の運営に変更が生じる可能性もございます。本総会の運営に変更が生じた場合は、右記当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認ください。

株主総会 運営変更発生時の ご案内ウェブサイト

[https://www.softbank.
jp/corp/ir/stock/
shareholders/2025/](https://www.softbank.jp/corp/ir/stock/shareholders/2025/)



第1号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選任につきましては、CEOおよび独立社外取締役4名を含む5名の委員で構成され、独立社外取締役が委員長を務める任意の「指名委員会」の提言を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しています。

本議案における社外取締役候補者全員（6名）は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、独立性が認められます。本議案が原案のとおり承認された場合、同候補者全員を独立役員として(株)東京証券取引所へ届け出る予定です。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 男性 いまい やすゆき 今井 康之	取締役会長
2	再任 男性 みやかわ じゅんいち 宮川 潤一	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
3	再任 男性 しんば じゅん 榛葉 淳	代表取締役 副社長執行役員 兼 COO
4	再任 男性 ふじはら かずひこ 藤原 和彦	取締役 専務執行役員 兼 CFO
5	再任 男性 そん まさよし 孫 正義	創業者 取締役
6	再任 男性 ほりば あつし 堀場 厚	独立役員 社外取締役 取締役
7	再任 女性 こし なおみ 越 直美	独立役員 社外取締役 取締役
8	再任 女性 さかもと まき 坂本 真樹	独立役員 社外取締役 取締役
9	再任 女性 ささき ひろこ 佐々木 裕子	独立役員 社外取締役 取締役
10	新任 男性 からき ひであき 唐木 秀明	独立役員 社外取締役 —
11	新任 女性 なかじょう あきこ 仲條 亮子	独立役員 社外取締役 —

候補者
番号

1

いまい やすゆき

今井 康之

(1958年8月15日生 満66歳)

再任

所有する当社株式の数

普通株式 21,697,000 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	鹿島建設(株)入社	2012年 6月	当社取締役専務執行役員
2000年 4月	ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 入社	2015年 4月	当社専務取締役
2007年 10月	当社執行役員	2017年 4月	当社代表取締役副社長 兼 COO
2008年 4月	当社常務執行役員	2018年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO 法人事業統括
		2024年 4月	当社取締役会長 (現任)

取締役候補者とする理由

今井康之氏は、2017年10月に当社執行役員に就任して以来、主に法人事業領域の事業統括責任者など当社における重要な役割を歴任し、2017年4月からは当社代表取締役副社長に就任し当社の成長に貢献してきました。また、2024年4月からは当社取締役会長として当社グループ全体を統括しています。同氏の助言を当社グループのさらなる成長に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

みやかわ じゅんいち

宮川 潤一

(1965年12月1日生 満59歳)

再任

所有する当社株式の数

普通株式 165,966,600 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 12月	(株)ももたろうインターネット代表取締役社長	2015年 4月	当社専務取締役
2000年 6月	名古屋めたりっく通信(株) (現当社) 代表取締役社長	2015年 8月	Sprint Corporation (現 Sprint LLC) , Senior Technical Advisor
2002年 1月	東京めたりっく通信(株) (現当社) 代表取締役社長	2017年 4月	当社専務取締役 兼 CTO
2002年 1月	大阪めたりっく通信(株) (現当社) 代表取締役社長	2017年 12月	HAPSモバイル(株) (現当社) 代表取締役社長 兼 CEO
2002年 4月	(株)ディーティーエイチマーケティング (現当社) 代表取締役社長	2018年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 兼 CTO テクノロジーユニット統括 兼 技術戦略統括
2003年 8月	ソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役		
2006年 4月	ポードフォン(株) (現当社) 取締役専務執行役員 (CTO)	2019年 1月	MONET Technologies(株)代表取締役社長 兼 CEO
2007年 6月	当社取締役専務執行役員 兼 CTO	2021年 4月	当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO (現任)
2014年 11月	当社取締役専務執行役員	2021年 6月	Aホールディングス(株)取締役
2014年 11月	Sprint Corporation (現 Sprint LLC) , Technical Chief Operating Officer	2022年 6月	MONET Technologies (株) 取締役
		2025年 4月	Aホールディングス(株)代表取締役 (現任)

取締役候補者とする理由

宮川潤一氏は、最先端テクノロジーに対する深い知見を有しており、2006年4月に当社取締役専務執行役員 (CTO) に就任して以来、主にテクノロジー領域の事業統括責任者として当社の成長に貢献してきました。また、同氏は当社グループ入社以前、自ら通信事業会社を創業して経営した経験を持ち、近年では複数のグループ会社で社長を務めるなど、経営実績を重ねてきました。2021年4月からは当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEOとしてリーダーシップを発揮し、当社の基幹事業である通信事業をさらに成長させながら、通信以外の領域の拡大を目指し、経営および業務執行の指揮を執っています。当社グループのさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

しんば じゅん
榛葉 淳

(1962年11月15日生 満62歳)

所有する当社株式の数

再任

普通株式 23,439,500 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	(株)日本ソフトバンク (現ソフトバンクグループ(株)) 入社	2018年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括 兼 プロダクト&マーケティング統括 兼 渉外担当
2005年 6月	ソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役	2019年12月	当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括 兼 コンシューマ営業統括 兼 プロダクト&マーケティング統括 兼 渉外担当
2006年 4月	ボーダフォン(株) (現当社) 常務執行役	2020年 6月	PayPay(株)取締役 (現任)
2007年 6月	ソフトバンクBB(株) (現当社) 取締役常務執行役員	2021年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括
2007年 6月	当社常務執行役員	2024年 4月	当社代表取締役 副社長執行役員 兼 COO (現任)
2012年 6月	当社取締役専務執行役員		
2015年 4月	当社専務取締役		
2017年 4月	当社代表取締役副社長 兼 COO		
2017年 4月	ソフトバンク・ペイメント・サービス(株) (現SBペイメントサービス(株)) 代表取締役社長 兼 CEO (現任)		

取締役候補者とする理由

榛葉淳氏は、2006年4月に当社常務執行役に就任して以来、主にコンシューマ領域の事業統括責任者など当社における重要な役割を歴任し、当社の成長に貢献してきました。また、2017年4月からは当社代表取締役副社長に就任しており、当社グループのさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

ふじはら かずひこ
藤原 和彦

(1959年11月2日生 満65歳)

所有する当社株式の数

再任

普通株式 16,694,000 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	東洋工業(株) (現マツダ(株)) 入社	2015年 4月	当社専務取締役 兼 CFO
2001年 4月	ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 入社	2015年 6月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 取締役
2001年 9月	同社関連事業室 室長	2016年 9月	ソフトバンクグループ(株)常務執行役員
2003年 5月	ソフトバンクBB(株) (現当社) 経営企画本部長	2017年 6月	同社専務執行役員
2004年 4月	同社管理部門統括CFO	2018年 4月	当社取締役 専務執行役員 兼 CFO 財務統括
2004年11月	同社取締役CFO	2019年 6月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 取締役
2006年 4月	ボーダフォン(株) (現当社) 常務執行役 (CFO)	2021年 3月	Aホールディングス(株)取締役 (現任)
2007年 6月	当社取締役常務執行役員 兼 CFO	2025年 4月	当社取締役 専務執行役員 兼 CFO (現任)
2012年 6月	当社取締役専務執行役員 兼 CFO		
2014年 6月	ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 取締役 常務執行役員		

取締役候補者とする理由

藤原和彦氏は、2006年4月に当社常務執行役 (CFO) に就任して以来、一貫して経営企画、財務経理、購買を中心とした財務領域の責任者として経営全般に渡り重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。当社グループのさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。米国会計士(イリノイ州)。

候補者
番号

5

そん まさよし
孫 正義

(1957年8月11日生 満67歳)

再任

所有する当社株式の数

普通株式 40,000,000 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 9月	(株)日本ソフトバンク (現ソフトバンクグループ(株)) 設立、代表取締役社長	2017年 6月	ソフトバンクグループ(株)代表取締役会長 兼 社長
1996年 1月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 代表取締役社長	2018年 4月	当社取締役会長
2006年 4月	ボーダフォン(株) (現当社) 取締役会議長、代表執行役社長 兼 CEO	2018年 6月	ソフトバンクグループ(株)代表取締役 (現任)
2007年 6月	当社代表取締役社長 兼 CEO	2020年 11月	ソフトバンクグループ(株)代表取締役 会長 兼社長執行役員 (現任)
2015年 4月	当社代表取締役会長	2021年 4月	当社創業者 取締役 (現任)
2015年 6月	ヤフー(株) (現LINEヤフー(株)) 取締役		
2016年 3月	ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 (現ソフトバンクグループ(株) ジャパン(株)) 職務執行者		

取締役候補者とする理由

孫正義氏は、ソフトバンクグループ(株)創業者として企業経営・事業戦略・M&A等に関する豊富な知識、経験を有しています。当社の経営判断・意思決定の過程において、同氏の助言を当社グループのさらなる成長に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

ほりば あつし
堀場 厚

(1948年2月5日生 満77歳)

社外

独立

再任

所有する当社株式の数

普通株式 46,500 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 9月	(株)堀場製作所入社	2005年 6月	(株)堀場製作所代表取締役会長 兼 社長
1982年 6月	同社取締役	2016年 4月	(株)堀場エステック代表取締役会長 (現任)
1988年 6月	同社専務取締役	2018年 1月	(株)堀場製作所代表取締役会長兼グループ CEO (現任)
1992年 1月	同社代表取締役社長	2018年 6月	当社社外取締役 (現任)
1995年 6月	(株)エステック (現 (株)堀場エステック) 代表取締役社長	2021年 6月	住友電気工業(株)社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

堀場厚氏は、1992年から現在に至るまで33年間に渡り(株)堀場製作所代表取締役を務め、グローバルに同社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

2024年度の当社取締役会への出席は12回中11回、その出席率は91.7%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役(独立役員)であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年間です。

なお、2023年6月20日より筆頭独立社外取締役を務めています。

候補者
番号

7

こし なおみ
越 直美

(1975年7月5日生 満49歳)

社外

独立

再任

所有する当社株式の数

一株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

2002年10月	弁護士登録	2012年 1月	大津市長
2002年10月	西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）弁護士	2020年 9月	三浦法律事務所パートナー弁護士（現任）
2009年 6月	ハーバード大学ロースクール修了	2021年 1月	カリフォルニア州弁護士登録
2009年10月	デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所 勤務	2021年 2月	OnBoard(株)代表取締役CEO（現任）
2010年 1月	ニューヨーク州弁護士登録	2021年 6月	当社社外取締役（現任）
2010年 9月	コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所 客員研究員	2023年12月	(株)三菱総合研究所社外監査役（現任）

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

越直美氏は、弁護士として国内外での豊富な知識と経験を有しているほか、地方自治体における取り組みや女性活躍推進の支援など多様な活動に携わっています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般およびリスク管理に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

2024年度の当社取締役会への出席は12回中12回、その出席率は100%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年間です。

候補者
番号

8

さかもと まき
坂本 真樹

(1969年12月15日生 満55歳)

社外

独立

再任

所有する当社株式の数

一株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1998年 4月	東京大学助手	2015年 4月	同大学大学院情報理工学研究科総合情報学専攻教授
2000年 4月	電気通信大学電気通信学部情報通信工学科講師	2016年 4月	同大学大学院情報理工学研究科情報学専攻教授（現任）
2003年 4月	同大学電気通信学部人間コミュニケーション学科講師	2018年 5月	感性AI(株)創業、取締役COO（現任）
2004年 4月	同大学電気通信学部人間コミュニケーション学科助教授	2018年10月	電気通信大学人工知能先端研究センター副センター長（現任）
2007年 4月	同大学電気通信学部人間コミュニケーション学科准教授	2020年 4月	同大学副学長（現任）
2011年 4月	同大学大学院情報理工学研究科総合情報学専攻准教授	2024年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

坂本真樹氏は、電気通信大学の教授として情報学を専門としており、AIをはじめとするテクノロジーについて豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

2024年度の当社取締役会への出席は10回中10回、その出席率は100%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者
番号

9

さ さ き ひろ こ
佐々木 裕子

(1973年10月29日生 満51歳)

社外

独立

再任

所有する当社株式の数

2,000 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 4月	日本銀行 入行	2021年 6月	UTグループ(株)社外取締役
2001年 4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社	2022年 6月	同社社外取締役監査等委員
2009年10月	ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 変革室付トランスフォーメーションデザイナー	2022年10月	三井住友DSアセットマネジメント(株)社外取締役 (現任)
2010年10月	(株)チェンジウェブ (現(株)HYSコーポレーション) 創業、代表取締役社長 (現任)	2022年10月	一般社団法人の資本経営推進協会代表理事 (現任)
2016年 9月	(株)リクシス (現(株)チェンジウェブグループ) 代表取締役社長 (現任)	2024年 6月	当社社外取締役 (現任)
2021年 6月	(株)新生銀行 (現(株)SBI新生銀行) 社外取締役		

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

佐々木裕子氏は、企業の変革を志して自身の会社を創業し、数百社の企業に対して、組織変革や経営人材の育成、ビジネスケアーに関する課題解決などの支援を行う等、豊富な経営経験を有しているほか、複数の大手企業においてダイバーシティの推進に関する有識者委員などを歴任し、企業の変革を推進しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

2024年度の当社取締役会への出席は10回中10回、その出席率は100%でした。

また、同氏は現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者
番号

10

から き ひで あき
唐木 秀明

(1961年8月30日生 満63歳)

社外

独立

新任

所有する当社株式の数

一 株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年10月	アーサーヤング公認会計士共同事務所 (現有限責任あずさ監査法人) 入所	2013年 7月	金融庁公認会計士・監査審査会主任公認会計士監査検査官
1991年 3月	公認会計士登録	2015年 7月	新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 品質管理本部
1993年 5月	太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所	2024年 7月	唐木秀明公認会計士事務所代表 (現任)
1995年 9月	Ernst & Young London事務所	2025年 4月	独立行政法人国際協力機構契約監視委員会委員長 (現任)
2001年 7月	新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) パートナー		

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

唐木秀明氏は、公認会計士として長年培った企業会計に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

候補者
番号

11

なかじょう あきこ
仲條 亮子

(1967年12月26日生 満57歳)

社外

独立

新任

所有する当社株式の数

一株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 4月	ブルームバーグ情報テレビジョン(株)入社	2013年 4月	グーグル(株) (現グーグル合同会社) 入社
1997年 4月	ブルームバーグ・テレビジョン(株)代表取締役社長		執行役員 広告担当
2003年10月	ブルームバーグL.P.在日副代表	2016年 3月	キリン(株) (現キリンホールディングス(株)) 社外取締役
2006年 3月	シカゴ大学経営大学院修了	2017年 7月	グーグル合同会社YouTube日本代表 (現任)
2009年10月	ハーバード大学ビジネススクール Advanced Management Program修了	2019年 4月	キリンホールディングス(株)ストラテジック・アドバイザー
		2020年 3月	日本放送協会中央放送番組審議会委員

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

仲條亮子氏は、ブルームバーグ L.P.在日副代表やグーグル合同会社YouTube日本代表などを歴任し、数々の企業経営に携わってきた経験および企業のDX (デジタルトランスフォーメーション) やイノベーションの創造のためのテクノロジー活用などへの深い見識を有しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、今井康之氏に対して、「ソフトバンク株式会社2018年3月新株予約権」の権利行使に関する費用の支払いを資金使途に指定した貸付を行っています。
2. 当社は、宮川潤一氏に対して、当社株式の購入を資金使途に指定した貸付を行っています。
3. 当社は、藤原和彦氏に対して、「ソフトバンク株式会社2018年3月新株予約権」の権利行使に関する費用の支払いを資金使途に指定した貸付を行っています。
4. 孫正義氏は、ソフトバンクグループ(株)の代表取締役を兼任しており、当社は、同社と出向に関する契約の締結、事務所の賃貸借および業務委託に関する取引等を行っています。また、同氏は、公益財団法人孫正義育英財団の代表理事を兼任しており、当社は、同財団と出向に関する契約等を締結しています。また、同氏は、孫アセットマネジメント合同会社の代表社員を兼任しており、当社は、同社とオフィスサービスに関する契約等を行っています。
5. 堀場厚氏は、(株)堀場製作所の代表取締役を兼任しており、当社は、同社と通信サービスに関する取引等を行っています。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。
6. 佐々木裕子氏は、(株)チェンジウェアグループの代表取締役を兼任しており、当社は、同社と業務委託に関する取引等を行っています。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満であり、極めて僅少です。
7. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

8. 当社の親会社（ソフトバンクグループ㈱およびソフトバンクグループジャパン㈱）、当社の兄弟会社であった Sprint Corporation（現Sprint LLC）および当社の子会社（Aホールディングス㈱およびHAPSモバイル㈱）における取締役候補者の過去10年間および現在における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりです。また、上記に含まれないものとしては、以下のとおりです。
- 今井康之氏は、当社の子会社であるSBエンジニアリング㈱の代表取締役を2024年3月まで、同社の取締役を2024年6月まで兼任していました。また、当社の子会社であるソフトバンク・ペイメント・サービス㈱（現SBペイメントサービス㈱）の代表取締役を2017年3月まで、SOFTBANK TELECOM AMERICA CORP.（現SB TELECOM AMERICA CORP.）のPresident & CEOを2019年2月まで兼任していました。
- 宮川潤一氏は、当社の子会社であるBホールディングス㈱の代表取締役を兼任しています。また、当社の子会社であるビー・ビー・バックボーン㈱の代表取締役を2019年5月まで、Wireless City Planning㈱の代表取締役を2024年6月まで兼任していました。
- 榛葉淳氏は、当社の子会社であるSBペイメントサービス㈱の代表取締役を兼任しています。また、当社の兄弟会社であるテレコムプロフェッショナルサービス㈱の代表取締役を2016年9月まで、当社の子会社であるSOFTBANK TELECOM AMERICA CORP.（現SB TELECOM AMERICA CORP.）のPresident & CEOおよびテレコムエンジニアリング㈱（現SBエンジニアリング㈱）の代表取締役を2017年4月まで兼任していました。
- 孫正義氏は、当社の兄弟会社であるスカイワークファイナンス合同会社の職務執行者を2020年9月まで、SBエナジー㈱（現テラスエナジー㈱）の代表取締役を2017年10月まで、当社の兄弟会社であったスカイワークファイナンス㈱の代表取締役を2020年9月まで兼任していました。
9. 当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、堀場厚氏、越直美氏、坂本真樹氏および佐々木裕子氏の各氏との間で、当該責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、各氏との間に同様の内容の契約を継続するとともに、新たに唐木秀明氏および仲條亮子氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
10. 堀場厚氏、越直美氏、坂本真樹氏および佐々木裕子氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、各氏を独立役員として、㈱東京証券取引所に届け出ています。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き各氏を独立役員として、㈱東京証券取引所に届け出る予定です。また、唐木秀明氏および仲條亮子氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、新たに両氏を独立役員として、㈱東京証券取引所に届け出る予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役君和田和子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより退任する君和田和子氏の任期の満了する時までとなります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりです。

ティモシー・マキ

(1971年6月15日生 満54歳)

新任

所有する当社株式の数

一株



略歴、地位および重要な兼職の状況

1996年 4月	福岡ドーム㈱入社	2013年 8月	外国法事務弁護士登録
2004年 2月	チャップマン・トリップ法律事務所入所	2014年 8月	ポール・ヘイスティングス法律事務所弁護士
2005年 8月	ニュージーランド高等法院弁護士および事務弁護士登録	2018年11月	ソフトバンクグループ㈱入社
2009年 6月	ニューヨーク州弁護士登録	2020年12月	同社執行役員CLO 兼 GCO 法務統括(現任)
2012年 7月	ミルバンク・トゥイード・ハドリー & クロイ法律事務所弁護士		

監査役候補者とする理由

ティモシー・マキ氏は、弁護士として豊富な知識と経験を有しており、ソフトバンクグループ㈱の執行役員CLO 兼 GCO 法務統括を務めています。その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくために、監査役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. ティモシー・マキ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の親会社（ソフトバンクグループ㈱）におけるティモシー・マキ氏の過去10年間および現在における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、ティモシー・マキ氏との間に当該契約を締結する予定です。
4. 年齢は、本総会終結時の満年齢です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案における補欠監査役候補者は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、独立性が認められます。本議案が原案のとおり承認され、同候補者が社外監査役に就任した場合、当社は、同候補者を独立役員として(株)東京証券取引所へ届け出る予定です。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

なかじま やすひろ

中嶋 康博

(1961年10月13日生 満63歳)

所有する当社株式の数

一株

社外 独立



略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 4月	(株)日立製作所入社	2017年 7月	同法人監視委員会委員
1995年 3月	公認会計士登録	2022年 4月	大阪公立大学大学院経営学研究科特任教授 (現任)
2007年 7月	あらた監査法人 (現PwC Japan有限責任監査法人) 代表社員	2022年 7月	中嶋公認会計士事務所所長 (現任)
2012年 7月	同法人執行役 (品質管理担当)	2023年 3月	(株)ブリヂストン社外取締役 (現任)
2014年 7月	同法人名古屋事務所長	2025年 3月	(株)資生堂社外取締役 (現任)

補欠の社外監査役候補者とする理由

中嶋康博氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考えています。

- (注) 1. 中嶋康博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。本議案が原案どおり承認され、中嶋康博氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間に当該契約を締結する予定です。

(ご参考)

取締役および監査役スキルマトリックス（本総会において各取締役・監査役候補者が選任された場合）

当社取締役会は、長期的な企業価値の向上を実現するため経営のかじ取り役となり、重要事項の意思決定機関として、また業務執行状況の監督機関として、経営理念である「情報革命で人々を幸せに」の実現に向け挑戦を続け、成長戦略「Beyond Carrier」による企業価値の極大化を図るべく、「適正な調査」および「十分な検討」を行った上で意思決定を行うとともに、戦略実行に伴う課題・リスクを多面的に把握し、各取締役の業務執行の状況を監督しています。また、当社監査役会は、取締役会から独立した機関として、事業年度ごとに監査の方針や計画および重点監査項目を定め、それに基づく取締役の職務執行状況の適正性について確認しています。

当社では上記を踏まえ、知識や経験・能力のバランス、多様性に配慮した構成を念頭に、経営、財務、法務/リスク、デジタル/テクノロジー、セールス/マーケティング、グローバル、サステナビリティの各項目の観点で高度な専門的知識・経験と高い見識を有する取締役・監査役を選任しています。

凡例：主スキル◎、副スキル○

氏名	当社における地位・役職	主な経歴	性別	経営	財務	法務/リスク	デジタル/テクノロジー	セールス/マーケティング	グローバル	サステナビリティ
		社外役員の主な経歴・バックグラウンド	男性：M 女性：F	・企業経営	・財務 ・会計 ・金融 ・投資	・法務 ・リスク ・労務 ・コンプライアンス	・情報通信技術 ・先端テクノロジー	・事業戦略 ・マーケティング ・営業	・グローバル事業	・サステナビリティ ・ESG
今井 康之	取締役会長		M	○				◎		
宮川 潤一	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO		M	◎			○		○	○
榛葉 淳	代表取締役 副社長執行役員 兼 COO		M	○				◎		
藤原 和彦	取締役 専務執行役員 兼 CFO		M	○	◎				○	
孫 正義	創業者 取締役		M	◎			○		○	
堀場 厚	社外取締役	㈱堀場製作所 会長	M	◎			○		○	○
越 直美	社外取締役	弁護士・市長（2期）	F			◎			○	○
坂本 真樹	社外取締役	電気通信大学 副学長	F				◎			
佐々木 裕子	社外取締役	㈱チエンジウェア 創業者	F	○						◎
唐木 秀明	社外取締役	公認会計士	M		◎				○	
仲條 亮子	社外取締役	グーグル合同会社 YouTube 日本代表	F	○			○	◎		
小嶋 修司	常勤監査役（社外）	みずほドリームパートナー ㈱社長	M		○	◎				
島上 英治	常勤監査役		M			◎				
ティモシー・マキ	非常勤監査役		M			◎			○	
工藤 陽子	非常勤監査役（社外）	カリフォルニア州 公認会計士	F		◎				○	

（注）本表は各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

(ご参考)

各スキルの定義・説明

項目	小項目	説明
経営	・企業経営	当社グループ共通の経営理念である「情報革命で人々を幸せに」という考え方の下、中長期的な経営戦略・経営計画を策定・実行しその実効性を監督するため、企業経営に関する幅広く深い知識や経験が必要。
財務	・財務 ・会計 ・金融 ・投資	当社グループの中期経営計画で掲げる財務目標達成や、成長と高水準の株主還元の両立に向けた戦略立案・実行およびそれらの適切な監督のため、財務・会計・金融・投資等に関する幅広く深い知識や経験が必要。
法務/リスク	・法務 ・リスク ・労務 ・コンプライアンス	当社グループの経営・事業に関する国内外の法令等順守を含む適切なリスクマネジメントの実行およびその監督を行うため、法務・リスクマネジメント・労務・コンプライアンス等に関する幅広く深い知識や経験が必要。
デジタル/ テクノロジー	・情報通信技術 ・先端テクノロジー	当社グループのビジョンである「世界で最も必要とされる企業グループ」となり、デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業となることを実現するため、また、当社の掲げる成長戦略「Beyond Carrier」を推進し、企業価値の最大化を目指すため、コアビジネスである情報通信技術に加え、情報テクノロジー領域の先進的な技術の幅広く深い知識や経験が必要。
セールス/ マーケティング	・事業戦略 ・マーケティング ・営業	当社グループの国内外における各種事業を計画、的確に遂行し、利益向上を実現するため、事業戦略・マーケティング・営業に関する幅広く深い知識や経験が必要。
グローバル	・グローバル事業	当社グループのグローバル事業を計画、的確に遂行するため、海外での事業マネジメントや事業環境などに関する幅広く深い知識や経験が必要。
サステナビリティ	・サステナビリティ ・ESG	持続可能な社会づくりに貢献するとともに、当社グループが持続的に成長し続けるための戦略を立案、統合して推進およびそれらを適切に監督するため、環境（気候変動含む）・社会・ガバナンスなど企業の持続可能性を支えるサステナビリティ経営に関する幅広く深い知識や経験が必要。

第4号議案 取締役に対する報酬等の決定の件

当社の取締役（社外取締役を含みます。）の報酬等の額について、2021年6月22日開催定時株主総会決議において、現金報酬の上限額を年額15億円以内（ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与を含みません。）、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬としての譲渡制限付株式の付与のための報酬等の上限額および内容を年額80億円（5,400万株^(注)）以内（ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与を含みません。）とすることにつき、ご承認をいただいております。

従前、社外取締役に対しては、現金報酬のみを付与し、株式報酬は付与しておりませんでした。本議案では、社外取締役に対して、他の取締役とともに当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、社外取締役と株主の皆さまとの利害を一致させることにより、一層の価値共有を進め、企業価値向上によりコミットすること、さらに、取締役の報酬等に占める株式報酬の比率を高めること等を目的として、株式報酬としての譲渡制限付株式の付与対象者に社外取締役を含むこととすることにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案が承認可決された場合も、株式報酬としての譲渡制限付株式の付与のための報酬等の上限額は年額80億円（5,400万株^(注)）以内から変更なく、付与対象者に社外取締役を含むことを除いては、以下の【株式報酬の内容】に変更はありません。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（付与対象取締役）の員数は、現金報酬は11名（うち社外取締役6名）、株式報酬は11名（うち社外取締役6名）となります。

【株式報酬の内容】

付与対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は上記のとおり年5,400万株^(注)以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける付与対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と付与対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

付与対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の割当てを受けた日より付与対象取締役が当社の取締役、執行役、執行役員または使用人の地位（以下、総称して「役員等の地位」といいます。）のいずれの地位からも退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 退任時または退職時の取扱い

付与対象取締役が譲渡制限期間満了前に役員等の地位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、定年退職、死亡、会社都合による退職、自己都合による退職（当社が認め

ている場合または当社の要請により就任もしくは就職する場合以外で競合会社への転職に該当する場合を除きます。) その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、付与対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4) 譲渡制限期間満了時の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 株式の無償返還等

付与対象取締役について、法令、当社の内部規程または本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等の一定の事由が生じた場合、本割当株式を無償で取得する等の措置を講じることができるものとする。また、業績連動報酬の算定の基礎とした財務諸表の数値に重大な修正・訂正等が生じた場合にも、当該付与対象取締役の職責を踏まえ、同様の措置を講じることができるものとする。

(7) その他取締役会で定める内容

本制度に係るその他の内容については当社の取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

〈株式報酬の報酬等の額および内容が相当である理由〉

本議案における株式報酬の報酬等の内容の変更は、株式報酬としての譲渡制限付株式の付与対象者に社外取締役を含むことで、取締役の報酬等に占める株式報酬の比率を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを強化することを目的としております。その報酬等の額については、当社が目指す業績水準を踏まえ、役員報酬を業績の達成状況等に応じて、第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査に基づき、事業規模が概ね同程度以上の国内外企業経営者の報酬に比して高い競争力のある水準であることを確認、決定することとしています。

また、譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、割当てに係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける付与対象取締役に特に有利な金額とならないこと、譲渡制限付株式として割

り当てる毎年の株式の数は発行済株式総数の0.1%であることから、その希釈化率は軽微であります。

以上から、本議案における株式報酬の報酬等の額および内容は相当なものであると判断しております。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針は、次頁以下に記載のとおり修正する予定です。また、同決定方針にも記載のとおり、付与対象取締役に対する株式報酬での支給に支障がある場合には、2021年6月22日開催定時株主総会決議においてご承認をいただいた現金報酬の上限額の枠内で、株式報酬に相当する額を金銭により交付する場合があります。

(注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。株式数は当該株式分割後の株式数を記載しています。

【取締役の個人別の報酬等の決定方針】

a. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

(a) 役員報酬の決定方針の概要および決定方法

当社における役員報酬の決定方針は、第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査に基づき、事業規模が概ね同程度以上の国内外企業経営者の報酬に比して高い競争力のある水準であることを確認、決定することとします。

取締役報酬は、着実な利益成長、安定的なキャッシュ・フローの創出およびステークホルダーと良好な関係を築きつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とすることを目的とし、過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず、中長期的な業績向上へ役員等の貢献意欲を高めるよう決定する方針です。

取締役報酬の決定方法は、人事総務本部で報酬の決定方針を策定の後、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOと社外取締役のうち3名以上で構成される報酬委員会の諮問を経て取締役会で承認します。

業務執行から独立した立場である社外取締役には、固定的な報酬を現金と株式報酬で支払う方針（ただし、株式報酬での支払いに支障がある場合、株式報酬に相当する額を現金で支給することがあります。）としています（株式報酬については、2025年6月26日開催の第39回定時株主総会における承認を条件とします。）。

また、取締役の業務執行を監査する監査役には、固定的な報酬を現金のみで支払う方針としています。

なお、当社グループの支払方針として、グループ会社の役員を兼任している取締役の報酬は主たる会社から支払うこととしており、孫取締役に対する報酬は、支給の対象外とします。

(b) 役員報酬の構成

当社は、「(a)役員報酬の決定方針の概要および決定方法」を踏まえ、固定的な報酬に加え短期業績および中長期企業価値向上へのインセンティブを引き出すため、取締役（社外取締役以外の取締役）の報酬等を基本報酬と短期業績連動報酬と中期業績連動報酬から構成し、それぞれの種類に分けて支払うこととします。

基本報酬は、役職ごとに以下の通り年額を定め、毎月現金で定額を支給します。

取締役会長・・・84百万円

代表取締役 社長執行役員・・・120百万円

代表取締役 副社長執行役員・・・84百万円

取締役 専務執行役員・・・60百万円

短期業績連動報酬は、役職別に定める基準額に対し、当期の業績の目標達成度に応じた支給率を乗じ、個人別に以下の算定方法に応じて毎年株式報酬として支給します（ただし、株式報酬での支給に支障がある場合、短期業績連動報酬支給額に相当する額を現金で支給することがあります。）。

短期業績連動報酬支給額＝役職別基準額（ア）×業績目標達成度（イ）

（ア）・・・役職に応じて個別に設定した基準額

（イ）・・・親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益の目標、マテリアリティ目標に応じた達成度合いに応じて設定された係数

※（イ）については、「(d)短期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動

報酬の額の決定方法」を参照。なお、短期業績連動報酬支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて個人ごとの役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

中期業績連動報酬は、役職別に定める基準額に対し、過去3か年の当社TSR（株主総利回り）の状況に応じた支給率を乗じ、個人別に以下の算定方法に応じて3か年ごとに株式報酬として支給します（ただし、株式報酬での支給に支障がある場合、中期業績連動報酬支給額に相当する額を現金で支給することがあります。）。

中期業績連動報酬支給額＝役職別基準額（ウ）×TSR（株主総利回り）係数（エ）

（ウ）・・・役職に応じて個別に設定した基準額

（エ）・・・当社TSRと相対TSR(当社TSRをTOPIX配当込み株価指数の成長率で除した数)に応じて設定された係数

※（エ）については、「(e)中期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法」を参照。なお、中期業績連動報酬支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて個人ごとの役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

また、当社は、社外取締役に対しては、基本報酬として、毎月現金で定額を支給するほか、中長期な企業価値向上を株主と共有するため、その経験年数等を踏まえ、金額規模を固定した株式報酬を毎年支給します（ただし、株式報酬での支払いに支障がある場合、株式報酬に相当する額を現金で支給することがあります。）。

取締役の報酬は、株主総会により報酬の種類および具体的な年間の報酬限度額を決定し、その配分および支給方法については、報酬委員会の諮問を経て取締役会で承認します。なお、現金報酬の上限額は、2021年6月22日開催の第35回定時株主総会にて15億円（決議時の取締役13名）で、株式報酬の上限額は、2021年6月22日開催の第35回定時株主総会にて、80億円（決議時の取締役（社外取締役を除く）7名）で決議されています。また、2025年6月26日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬の付与対象者に社外取締役を含むこととしましたが、株式報酬の上限額は80億円（決議時の取締役11名）で変更ありません。

(c) 支給割合の決定に関する方針

当社は、「(a)役員報酬の決定方針の概要および決定方法」および各役員の職務内容や業績を踏まえ、取締役（社外取締役以外の取締役）に対して、原則として、基本報酬（現金報酬）と短期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：短期業績連動報酬＝1：1.9～3.2」とすることを基本方針とし、短期業績連動報酬は、役職別基準額の0～2.5倍の適用幅で変動させ、また基本報酬（現金報酬）と中期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：中期業績連動報酬＝1：1.1～2.1」とすることを基本方針とし、中期業績連動報酬は、役職別基準額の0～3.0倍の適用幅で変動させる方針です。なお、短期業績連動報酬と中期業績連動報酬は、すべて株式報酬で支給します。

また、社外取締役に対して、基本報酬（現金報酬）と、その経験年数等を踏まえ、金額規模を固定して支給する株式報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬（現金報酬）：株式報酬＝1：0.2～1.1」とすることを基本方針とします。

株式報酬については、2020年6月24日開催の第34回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図

るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、さらに2025年6月26日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬の付与対象者に社外取締役を含むこととしており、当該株式には退任までの間の譲渡制限を付しています。

(d) 短期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法

当社は、短期業績連動報酬に係る指標を業績目標達成度としています。当該指標を選択した理由および短期業績連動報酬の額の決定方法は以下の通りです。

A.指標の内容

短期業績目標達成度の業績連動指標は、親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益（連結ベース、以下同様。）、マテリアリティ目標を採用します。

短期業績連動部分は、業績指標の目標達成度等に応じて0～2.5倍（目標：1.0）の比率で変動します。業績指標の目標達成度に応じて設定された比率に対し、それぞれ50%ずつ乗じて、業績目標達成度の係数を算出します。マテリアリティ目標は、その達成度合いに応じ、親会社の所有者に帰属する純利益、営業利益の目標達成度により計算された係数に、0～5%の範囲で加算されます。なお、親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益の採用に当たり、減損などの特殊要因、他の経営指標（フリー・キャッシュ・フロー等）や重大な不祥事や事故など特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会への諮問の後、係数を決定します。

業績目標達成度係数 = (親会社の所有者に帰属する純利益による係数 (ア) × 50% + 営業利益による係数 (イ) × 50%) + マテリアリティ目標係数 (ウ)

- (ア)・・・親会社の所有者に帰属する純利益の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準の場合に100%と設定します。
- (イ)・・・営業利益の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準の場合に100%と設定します。
- (ウ)・・・マテリアリティ指標の目標達成度に応じ、0～5%の範囲で加算します。

B.指標を選択した理由

親会社の所有者に帰属する純利益を業績連動指標係数として選択した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社の所有者に帰属する純利益の指標を用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためです。

営業利益を業績連動指標係数として選択した理由は、当社グループ一体となり本業から創出した利益を適正に反映する評価指標として営業利益が該当するためです。

マテリアリティ目標を業績連動指標係数として選択した理由は、SDGsの達成が、持続可能な社会の実現に向け当社事業を推進していくキードライバーとして重要な要素となるためです。

C.短期業績連動報酬の額の決定方法

短期業績連動報酬の額の決定方法は、「(c)支給割合の決定に関する方針」に記載の役職別基準額の0～2.5倍の適用幅を基準として、「(a)役員報酬の決定方針の概要および決定方法」に記載のプロセスを経て決定します。報酬委員会への諮問を経て提言された当連結会計年度に係る短期業績連動報酬額を取締役会へ上程、承認しま

す。

(e) 中期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法

中期業績連動報酬に係る指標をTSR係数とします。当該指標を選択した理由および中期業績連動報酬の額の決定方法は以下の通りです。

A.指標の内容

中期業績連動報酬の指標は、当社TSRと相対TSRによるTSR係数を採用し、TSR係数は当社TSRと相対TSRの状況により0～3.0倍の比率で変動するものとします。

B.指標を選択した理由

TSR係数を業績連動指標係数として選択した理由は、ステークホルダーとの価値共有を一層進め、中長期的な株価向上を取締役に意識づけるためです。

C.中期業績連動報酬の額の決定方法

中期業績連動報酬の額の決定方法は、「(c)支給割合の決定に関する方針」に記載の役職別基準額の0～3.0倍の適用幅を基準として「(a)役員報酬の決定方針の概要および決定方法」に記載のプロセスを経て決定します。報酬委員会への諮問を経て提言された中期業績連動報酬額を取締役会へ上程、承認します。

b. 役員の個人別報酬等額の決定プロセスに係る方針および委任に関する事項

(a) 役員の個人別報酬等額の決定プロセスに係る方針

役員の個人別報酬等額についての決定プロセスに関する方針は以下の通りです。

1. 株主総会にて現金報酬および株式報酬の上限枠を決議
2. 報酬委員会（代表取締役 社長執行役員 兼 CEOと社外取締役のうち3名名以上で構成され、社外取締役が過半数を占める）で、報酬の構成、水準、業績連動指標等について審議の上、取締役会へ提言
3. 取締役会にて、報酬委員会の提言を尊重することを前提に、個別の報酬等額について、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOに一任する決議
4. 代表取締役 社長執行役員 兼 CEOは、上記3. の取締役会の決議および報酬委員会の提言を尊重して、個別の報酬等額について決定

なお、役員の個人別報酬等額の決定にあたっては、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿い、報酬総額と個人別報酬等額について検討の上取締役会へ提言を行うこととします。

(b) 役員の個人別報酬等額の決定に係る委任に関する事項

当社においては、現金報酬および株式報酬の個人別報酬等額について、取締役会決議に基づき代表取締役 社長執行役員 兼 CEOに一任する方針とします。

- ・委任を受ける者の氏名ならびに会社での地位および担当
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一
- ・委任する権限の内容
取締役の個人別報酬等額の決定

・権限を委任する理由

従業員の個人別報酬等額の決定にあたっては、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿い、報酬総額と個人別報酬等額について検討の上、取締役会へ提言を行うこととし、委任を受ける者はその提言を尊重し決定することとしているため

c. 報酬等の返還請求について

報酬等のうち、株式報酬については、取締役について、法令、当社の内部規程もしくは当社および取締役との間で締結された契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、または、業績連動報酬である株式報酬の算定の基礎とした財務諸表の数値に重大な修正・訂正等が生じたと取締役会が認めた場合、その他株式報酬の全部または一部を、当社が無償で取得することが相当であると取締役会が認めた場合、当該取締役の職責を踏まえ、当社は、無償で当該報酬等の返還請求等をできるものとしします。

以 上

NEWS FLASH

1年間のトピックス 2024年4月～2025年3月



株式分割^(※1)と
株主優待^(※2)の新設を発表



AI-RAN
統合ソリューション
「AITRAS」を発表
RANとAIを
同一の基盤上で展開

2024.4

2024.5

2024.6

2024.11

2024.11



経産省
「クラウドプログラム」認定、
AI計算基盤構築に助成金



AI回答エンジン
Perplexityを
1年間無料で利用可能に



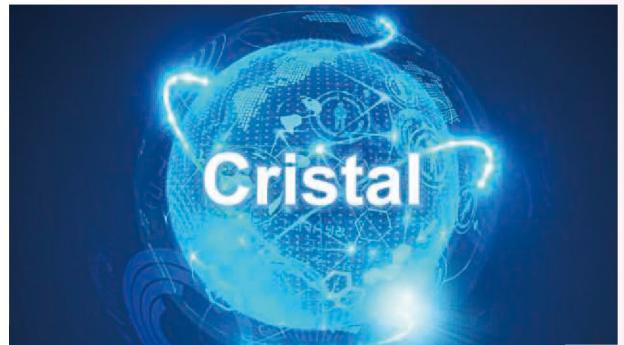
「ワイモバ親子割」の提供開始
「おうち割 光セット (A)」と
「PayPayカード割」の併用で
「シンプル2 M」が月額1,078円
(税込み) で1年間利用可能

(※1) 普通株式1株につき10株の割合で分割 (基準日: 2024年9月30日)

(※2) 1,000円分のPayPayマネーライトを進呈。譲渡・請求書払い (税金以外)、PayPay/PayPayカード公式ストアでも利用可能。出金・自治体への請求書払い (税金など) には利用不可。



「ワイモバイル」の「シンプル2 M」
料金そのままに20GBから30GBへの増量を発表^(※3)



OpenAIと提携し、企業用最先端AI
「クリスタル・インテリジェンス」^(※4)を
開発・販売することを発表

2024.11

2024.12

2024.12

2025.2

2025.3



「第6回日経SDGs経営大賞」
で大賞受賞～2年連続～

大規模災害
発生時における
通信事業者間の
協力体制を強化



AIデータセンターの構築に向けて、
シャープ(株)堺工場を取得

(※3) データ容量の改定は2025年6月に実施。2025年1月1日から改定までの期間は、「先行キャンペーン」としてデータ容量を増量

(※4) 「クリスタル・インテリジェンス」は正式名称ではなく仮称

当社グループの現況

1 当連結会計年度の事業の概況

1 当連結会計年度の事業の内容

当社および当社子会社(以下「当社グループ」)は、「Beyond Carrier」戦略の下、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的にグループの事業を拡大することで、企業価値の最大化を目指しています。

コンシューマ事業では、多様化するお客さまのニーズに合わせたサービスを提供するマルチブランド戦略を推進しています。加えて、グループサービスを活用した付加価値の提供を通じ、スマートフォン契約数の拡大と通信料の平均単価の向上を図り、モバイル売上の最大化を目指します。なお、当期末のスマートフォン契約数は前期末比で104万件増となりました。

エンタープライズ事業では、企業および産業のデジタル化の需要の高まりを背景に、クラウドサービス、セキュリティソリューションなど継続性のある収入が成長を牽引しています。

ディストリビューション事業では、法人向けICT(情報通信技術)関連の商材に加え、注力しているクラウドやSaaSからの継続収入が順調に伸びています。さらに、AI計算基盤に係る取引の影響により、売上が増加しています。

メディア・EC事業では、主として、アカウント広告の好調に伴うメディア売上の増収や、取扱高の増加およびトラベル・飲食予約などを扱うサービスEC事業の好調に伴うコマース売上の増収が成長を牽引しています。

ファイナンス事業では、キャッシュレス決済サービス「PayPay」が順調に拡大し、2025年3月末では登録ユーザー数が6,838万人となりました。また、PayPay(株)は2024年12月にPayPay銀行(株)の株式取得^(注)を、2025年2月にPayPay証券(株)の子会社化^(注)を発表しました。今後は、PayPay(株)主導で銀行・証券サービスの強化を目指します。

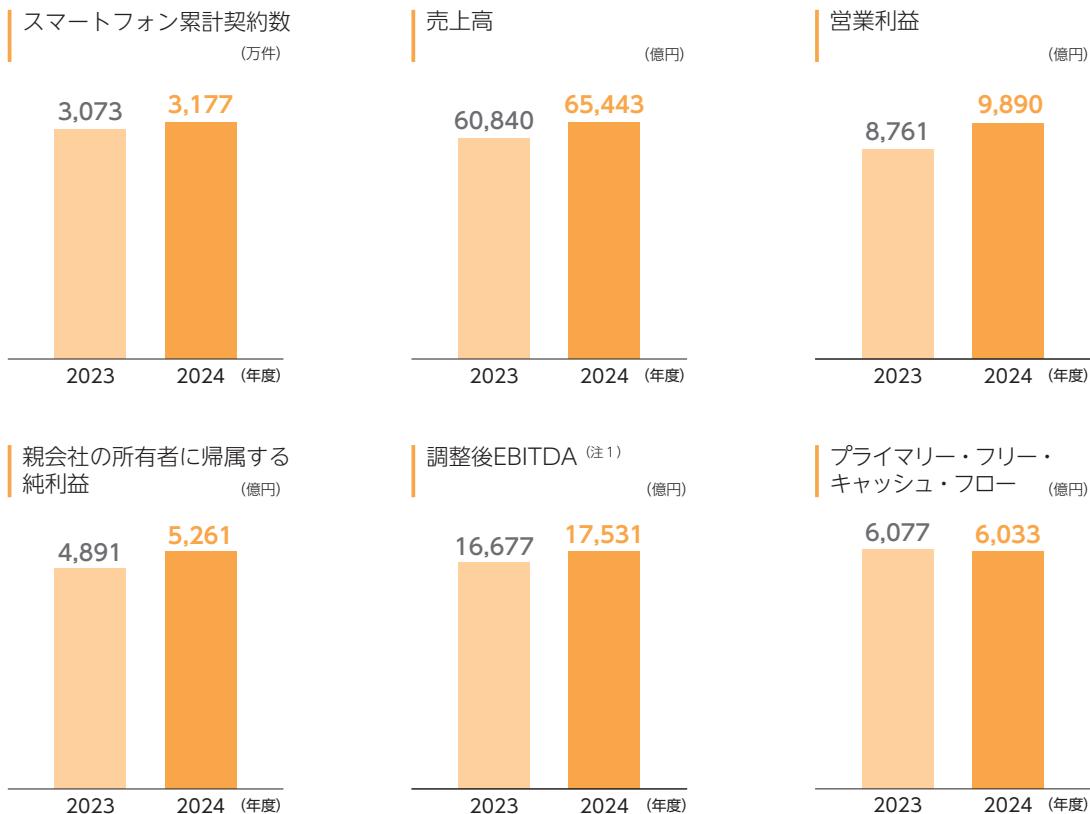
以上の結果、2024年度の売上高は6兆5,443億円となり、前期比4,603億円(7.6%)増加しました。これは主に、ディストリビューション事業で2,429億円(37.6%)、コンシューマ事業が1,303億円(4.6%)、エンタープライズ事業で885億円(10.6%)、メディア・EC事業で640億円(4.0%)、ファイナンス事業で445億円(19.1%)、それぞれ増収となったことによるものです。

営業利益は、前期比1,129億円(12.9%)増の9,890億円となりました。これは主として、メディア・EC事業がLINEヤフーグループにおいて子会社の支配喪失に伴う利益を計上したことや広告売上が増加したことなどにより693億円(35.0%)の増益となったほか、ファイナンス事業が382億円、コンシューマ事業が352億円(7.1%)、ディストリビューション事業が42億円(16.0%)、エンタープライズ事業が34億円(2.1%)、それぞれ増益となったことによるものです。

親会社の所有者に帰属する純利益は5,261億円となり、前期比371億円(7.6%)増加しました。これは主として、保有する投資有価証券の評価損の計上、LINEヤフーグループが保有するWebtoon Entertainment Inc.に対する持分比率の変動に伴う持分変動利益の剥落、持分法適用関連会社を対象とするプットオプションの評価損の計上があった一方、前述した営業利益の大幅増加によるものです。

(注) PayPay証券(株)は2025年4月1日に、PayPay銀行(株)は2025年4月11日にPayPay(株)による子会社化を完了しました。

当期の調整後EBITDAは1兆7,531億円となり、前期比855億円（5.1%）増加しました。これは主として、営業利益が増加したことによるものです。一方、プライマリー・フリー・キャッシュ・フローは、2024年度第2四半期連結会計期間にAホールディングス㈱が実施した、LINEヤフー㈱株式の売却に伴う手取金にかかる当社への配当金があった一方で、割賦債権の流動化による収入が減少したことにより、前期比43億円（0.7%）減となりました。



- (注) 1. 調整後EBITDA＝営業利益＋減価償却費及び償却費（固定資産除却損含む）＋株式報酬費用±その他の調整項目
2. プライマリー・フリー・キャッシュ・フローは、調整後フリー・キャッシュ・フロー（LINEヤフーグループ、PayPay等除く）に長期性の成長投資として支出した金額を足し戻した指標です。調整後フリー・キャッシュ・フロー（LINEヤフーグループ、PayPay等除く）＝フリー・キャッシュ・フロー＋（割賦債権の流動化による調達額－同返済額）－LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フロー＋Aホールディングス㈱からの受取配当、PayPay証券㈱への出資など。LINEヤフーグループ、PayPay等にはAホールディングス㈱、LINEヤフー㈱および子会社（LINEヤフーグループ）、Bホールディングス㈱、PayPay㈱、PayPayカード㈱、PayPay証券㈱などを含みます。なお、長期性の成長投資はAI計算基盤・AIデータセンター関連投資、Cubic Telecom Ltd.への出資を含みます。

② 報告セグメント別の状況



コンシューマ事業

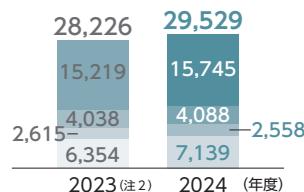
主な事業内容

主として国内の個人のお客さまに対し、モバイルサービス、ブロードバンドサービスおよび「おうちでんき」などの電力サービスを提供しています。また、携帯端末メーカーから携帯端末を仕入れ、ソフトバンクショップ等を運営する代理店または個人のお客さまに対し販売しています。

売上高のうち、モバイル売上の増加は、スマートフォン契約数が「ワイモバイル」ブランドを中心に伸びたこと、および前期比で通信料の平均単価が改善したことによるものです。平均単価は、低価格の「ワイモバイル」ブランドのユーザー数が増加する一方で、2023年10月に導入した新料金プランの貢献などにより改善しました。2024年3月期の年度平均単価は前期比120円減でしたが、当期は前期比横ばいとなりました。ブロードバンド売上の増加は、主として、光回線サービス「SoftBank 光」^(注1) 契約数が増加したことによるものです。でんき売上の減少は、主として、「おうちでんき」契約数が減少したことによるものです。物販等売上の増加は、主として、販売端末の平均単価が増加したことによるものです。

売上高 (億円)

■ モバイル ■ ブロードバンド
■ でんき ■ 物販等売上



セグメント利益 (億円)



売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用の合計（以下「営業費用」）は前期比で増加しました。これは主として、スマートフォンなどの仕入原価および販売促進費などが増加したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比352億円（7.1%）増の5,304億円となりました。

- (注) 1. 「SoftBank 光」の契約数には、「SoftBank Air」契約数を含みます。
2. 2024年6月30日に終了した3カ月間より、「コンシューマ事業」に区分されていた一部の子会社を「その他」に移管しました。これに伴い、2023年度の「コンシューマ事業」および同社が含まれていた「ブロードバンド」の数値について遡及修正しています。



エンタープライズ事業

主な事業内容

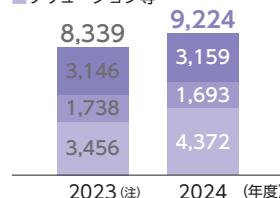
法人のお客さまに対し、モバイル回線提供や携帯端末レンタルなどのモバイルサービス、固定電話やデータ通信などの固定通信サービス、データセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング等のソリューションサービスなど、多様な法人向けサービスを提供しています。

売上高のうち、モバイル売上の増加は、主として、契約者数の増加に伴い通信売上が増加したことによるものです。固定売上の減少は、主として、電話サービスの契約数が減少したことによるものです。ソリューション等売上の増加は、WeWork Japan合同会社の事業を承継したことに加え、企業のデジタル化需要をとらえ、クラウドサービス、セキュリティソリューション、IoTソリューションなどの売上が増加したこと、およびCubic Telecom Ltd.の子会社化の影響などによるものです。

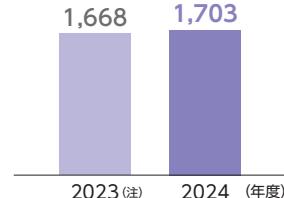
営業費用は前期比で増加しました。これは主として、前述のWeWork Japan合同会社の事業承継やCubic Telecom Ltd.の子会社化による影響、上記ソリューション等売上の増加に伴う原価の増加、前期に計上した訴訟に係る引当金の戻入の剥落によるものです。上記の結果、セグメント利益は、前期比34億円（2.1%）増の1,703億円となりました。

売上高 (億円)

■ モバイル ■ 固定
■ ソリューション等



セグメント利益 (億円)



(注) 2024年6月30日に終了した3カ月間より、「その他」に区分されていたSBテクノロジー(株)およびサイバートラスト(株)等を「エンタープライズ事業」に移管しました。また、2024年6月30日に終了した3カ月間より事業の管理区分を見直し、「モバイル」および「固定」における一部商材を「ソリューション等」へ移管しました。これらに伴い、2023年度の「エンタープライズ事業」の数値および売上高の内訳すべてを遡及修正しています。



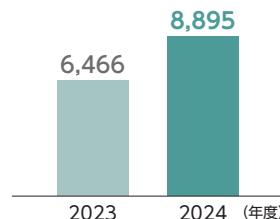
ディストリビューション事業

主な事業内容

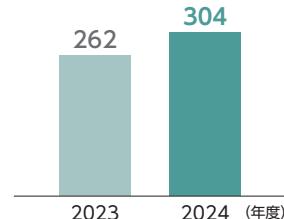
変化する市場環境を迅速にとらえた最先端のプロダクトやサービスを提供しています。法人のお客さま向けには、クラウドサービス、AIを含めた先進テクノロジーを活用した商材を提供しています。個人のお客さま向けには、メーカーあるいはディストリビューターとして、ソフトウェアやモバイルアクセサリー、IoTプロダクト等、多岐にわたる商品の企画・提供を行っています。

売上高の増加は、法人向けのICT関連の商材や注力しているクラウドやSaaSなどの継続収入商材の堅調な伸長、AI計算基盤に係るセグメント間取引^(注)の影響、およびサポートが終了するWindows 10からの移行に伴うPC売上増加によるものです。

売上高 (億円)



セグメント利益 (億円)



営業費用は、主として、売上高の増加に伴い売上原価が増加したことにより、前期比で増加しました。上記の結果、セグメント利益は、前期比42億円(16.0%)増の304億円となりました。

(注) SB C&S(株)が、NVIDIAから仕入れたAI計算基盤をソフトバンク(株)へ売却したことに伴う、「その他」への売上高です。



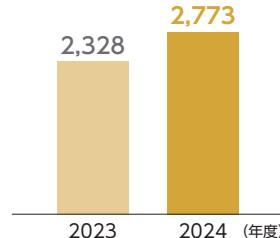
ファイナンス事業

主な事業内容

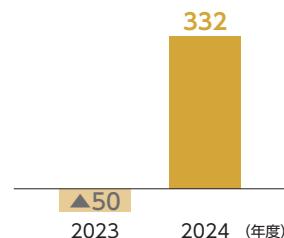
QRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービス、加盟店のマーケティングソリューションの開発・提供、資産運用などの金融サービス、およびクレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様化する決済を一括で提供する決済代行サービスなどを提供しています。

売上高の増加は、主として、PayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高が増加したことによるものです。営業費用は前期比で増加しました。これは主として、固定費の最適化に伴う費用抑制があった一方で、前述の通りQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高の増加により、ポイント還元などに係る販売促進費が増加したことによるものです。

売上高 (億円)



セグメント利益 (億円)



上記の結果、セグメント利益は、前期比382億円増の332億円となり、黒字化しました。



メディア・EC事業

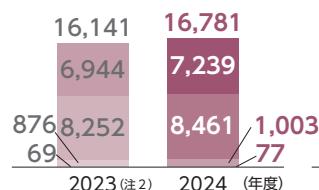
主な事業内容

メディアおよびコマースを中心としたサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供しています。メディア領域においては、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」での広告関連サービス、コマース領域においては「Yahoo!ショッピング」、「ZOZOTOWN」などのオンラインショッピングサービスや「Yahoo!オークション」などのリユースサービス、戦略領域においてはFinTech^(注1)サービス等の提供を行っています。

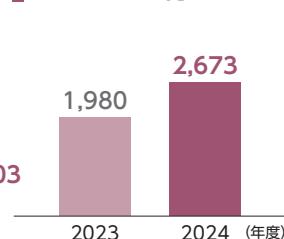
売上高のうち、メディア売上増加は、主として、アカウント広告の増収によるものです。コマース売上の増加は、主として、ZOZOグループ（㈱ZOZOおよび子会社）やアスクルグループ（アスクル㈱および子会社）における取扱高が増加したことや、トラベル・飲食予約などを扱うサービスEC事業が好調に推移したことによるものです。戦略売上の増加は、主として、FinTech領域の売上が増加したことによるものです。

売上高 (億円)

■メディア ■コマース
■戦略 ■その他



セグメント利益 (億円)



営業費用は前期比で減少しました。これは主として、販促費の増加、セキュリティ対策費用の増加および売上高の増加に伴う売上原価等の増加があった一方、IPX Corporation、LINE NEXT Corporation、バリューコマース㈱のそれぞれにつき子会社の支配喪失に伴う利益の計上、LINEヤフー㈱等で減損損失が減少したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比693億円(35.0%)増の2,673億円となりました。

- (注) 1. FinTechとは、金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語で、金融サービスと情報通信技術を結び付けたさまざまな革新的なサービスのことを意味します。
2. 2024年12月31日に終了した3カ月間において、LINEヤフーグループでは事業の管理区分を見直し、「メディア」に区分されていた一部のサービスを「コマース」に移管しました。これに伴い、2023年度の「メディア・EC事業」の売上高のうち、「メディア」および「コマース」の内訳を遡及修正しています。

③ 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

年度 (単位:百万円)	2021	2022	2023	2024
売上高	5,690,606	5,911,999	6,084,002	6,544,349
営業利益	965,553	1,060,168	876,068	989,016
親会社の所有者に帰属する純利益	517,075	531,366	489,074	526,133
資産合計	13,097,464	14,682,181	15,521,906	16,102,195
資本合計	3,212,731	3,683,067	3,935,647	4,265,371
親会社所有者帰属持分比率 (%)	15.0	15.2	15.3	17.0
親会社所有者帰属持分純利益率 (ROE) (%)	27.3	25.4	21.3	20.5
1株当たり (単位:円)				
基本的1株当たり純利益	11.00	11.25	10.32	10.99
1株当たり親会社所有者帰属持分	41.65	47.02	47.97	50.96

- (注) 1. 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。2021年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり純利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」を算定しています。
2. 共通支配下の取引（すべての結合企業または結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ親会社によって支配され、その支配が一時的でない企業結合）として取得した子会社については、2022年度より、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引について、取得法に基づいて会計処理する方法に変更し、当該会計処理を遡及適用しています。そのため、2021年度の財産および損益の状況は、遡及修正後の数値を記載しています。
3. 基本的1株当たり純利益に使用する純利益は、「親会社の所有者に帰属する純利益」からソフトバンク㈱の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
4. 1株当たり親会社所有者帰属持分に使用する親会社所有者帰属持分は、「親会社の所有者に帰属する持分」からソフトバンク㈱の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

4 設備投資の状況

当連結会計年度は、5Gのエリア展開に係る設備投資が一巡した一方で、AI計算基盤およびAIデータセンター（シャープ㈱の堺工場を活用したデータセンター）に係る投資が増加しました。

その結果、当連結会計年度における設備投資総額は9,128億円となりました。

5 資金調達の状況

主な資金調達は以下の通りです。^(注1)

(1) 当社は、2024年9月に長期の事業資金を資金使途とした総額2,000億円のシンジケートローン契約を締結しました。

(2) 当社および当社の子会社であるLINEヤフー㈱は、リースを利用した資金調達を総額2,726億円行いました。^(注2)

(3) 当社は、端末の割賦債権流動化を総額5,052億円行いました。

(4) 当社および当社の子会社であるLINEヤフー㈱は、2024年5月に額面総額800億円、2024年9月に額面総額500億円を機関投資家向けに、2025年2月に額面総額1,260億円（愛称：ソフトバンクみらい創出ボンド）を個人投資家向けに、それぞれ無担保社債を発行しました。

(5) 当社は、2024年10月に社債型種類株式を2,500万株発行、東京証券取引所プライム市場に上場し、2,000億円を調達しました。

(6) 当社は、2024年5月にアイルランド共和国法人Cubic Telecom Ltd.買収資金のため、㈱国際協力銀行と市中銀行4行の協調融資により、総額760億円の調達を行いました。

(注) 1. 各調達額は内部取引消去後の金額です。
2. 主にセール・アンド・リースバック取引に係る資金調達になります。

6 組織再編等の状況

当社は、国内ITサービス市場における競争優位性を維持・増進することを目的として、当社グループのICTサービス中核会社であり当社子会社であるSBテクノロジー㈱株式を金融商品取引法に基づく公開買い付けおよび同社株式の株式併合により2024年9月に完全子会社としました。

7 その他当社グループの現況に関する重要な事項

(1) 訴訟

当社は、現在係争中の次の訴訟の当事者となっています。

イ. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株) (以下「JPiT」) を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

ロ. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および(株)野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記イ.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記ロ.の訴訟を上記イ.の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社およびJPiTは当該判決を不服として東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21日に同裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等65百万円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTの請求をすべて棄却する判決がありました。当社およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っています。

(2) LINEヤフー(株)に対する行政指導等

LINEヤフー(株)は、LINEのアルバムでサムネイル画像が正しく表示されない不具合に関して、2025年3月に総務省より行政指導を受けました。LINEヤフー(株)は、行政指導を真摯に受け止め、指導内容を含め再発・被害拡大防止策を徹底するとともに、今後もユーザーおよび関係者の皆さまに安心してサービスをご利用いただけるよう努めていきます。

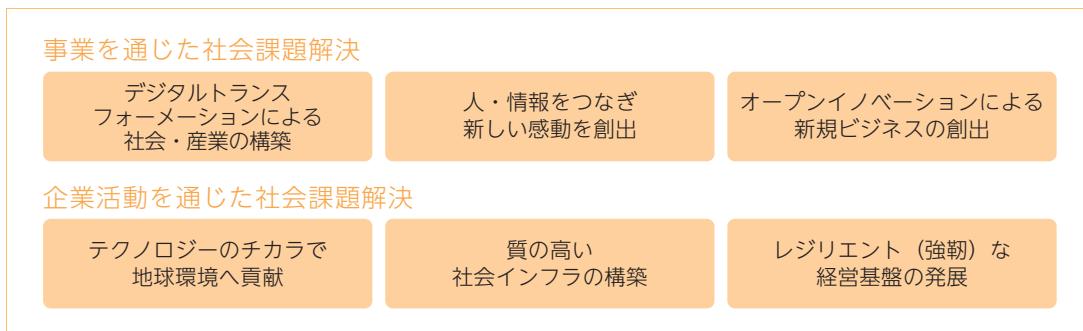
② 対処すべき課題

① 経営理念

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して情報革命を通じた人類と社会への貢献を推進してきました。情報・テクノロジー領域においてさまざまな事業に取り組み、「世界に最も必要とされる会社」になるというビジョンを掲げ、企業価値の最大化に取り組んでいます。

② 重要課題（マテリアリティ）

上記の経営理念に基づき、社会インフラを提供する当社グループは、本業を通じて、さまざまな社会課題の解決に貢献すべく、「すべてのモノ・情報・心がつながる世の中」の実現を通じて、持続可能な社会の維持に貢献し、中長期的な企業価値向上を達成すべく、当社グループが優先的に取り組むべき課題として、下記6つの重要課題（マテリアリティ）を特定しています。



各重要課題（マテリアリティ）の概要は、「④ 各重要課題（マテリアリティ）の概要」をご参照ください。

3 経営方針

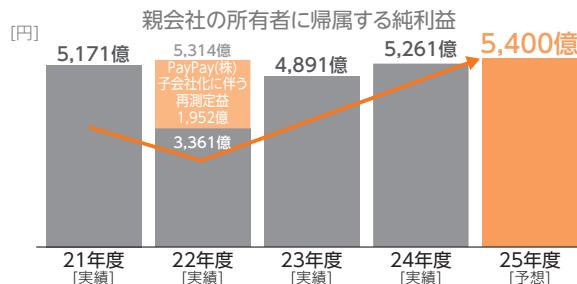
(1) 経営環境

2024年度の経営環境は、地政学リスクの高まり、インフレおよび為替の大幅な変動による先行き不透明感が続くなか、大企業の堅調な設備投資需要などにより緩やかな回復傾向にありました。一方、テレワークやオンラインショッピング、非接触型決済の利用拡大など、コロナ禍をきっかけとした人々の生活様式の変化や深刻化する人手不足に対応するため、企業や行政のデジタル化は必要不可欠なものとなりました。デジタル化は、生産性向上やイノベーションの創発を促すことで今後の日本の社会を変革していく原動力となり、さらに、文章・画像・プログラムコードなどさまざまなコンテンツを生成することができる生成AIの出現により、変革のスピードは加速しています。

(2) 中期経営計画（2023年度～2025年度）

当社は長期的に「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業」を目指します。これは、AIの加速度的な進化により急増すると予見されるデータ処理や電力の需要に対応できる構造を持ったインフラを構築し、未来の多様なデジタルサービスを支える不可欠な存在となることを意図しています。当社は、この実現のために必要となるテクノロジーを特定し、これまでさまざまな準備を行ってきました。2023年度から2025年度における中期経営計画では、この実現に向けた事業基盤の再構築を目指しています。

本中期経営計画では、親会社の所有者に帰属する純利益を最高益とすることを財務的な目標としています。2023年5月には2025年度の親会社の所有者に帰属する純利益の予想を5,350億円と発表しましたが、好調な業績を背景に、2025年5月に5,400億円へ上方修正しました。また、非財務的な目標として、自社^(注)の電力消費に占める実質再生可能エネルギー比率の向上を掲げています。2023年5月には2025年度に目指す割合を50%と発表しましたが、2024年度に54%に到達したため、2025年5月に60%へ上方修正しました。なお、2030年度にはその割合を100%に引き上げるとともに、半分以上を再生可能エネルギーによる発電で調達することを掲げています。



(注) ソフトバンク(株)およびWireless City Planning(株)の合計

なお、当社の2024年度実績および2025年度連結業績予想は以下の通りです。

2024年度実績および2025年度連結業績予想

	2024年度 実績	2025年度 予想	増減額	増減率
売上高	6兆5,443億円	6兆7,000億円	1,557億円	2%
営業利益	9,890億円	1兆円	110億円	1%
親会社の所有者に帰属する 純利益	5,261億円	5,400億円	139億円	3%
普通株式1株当たり配当金 ^(注1、2)	8.6円	8.6円	-	-

セグメント別営業利益 2024年度実績および2025年度予想

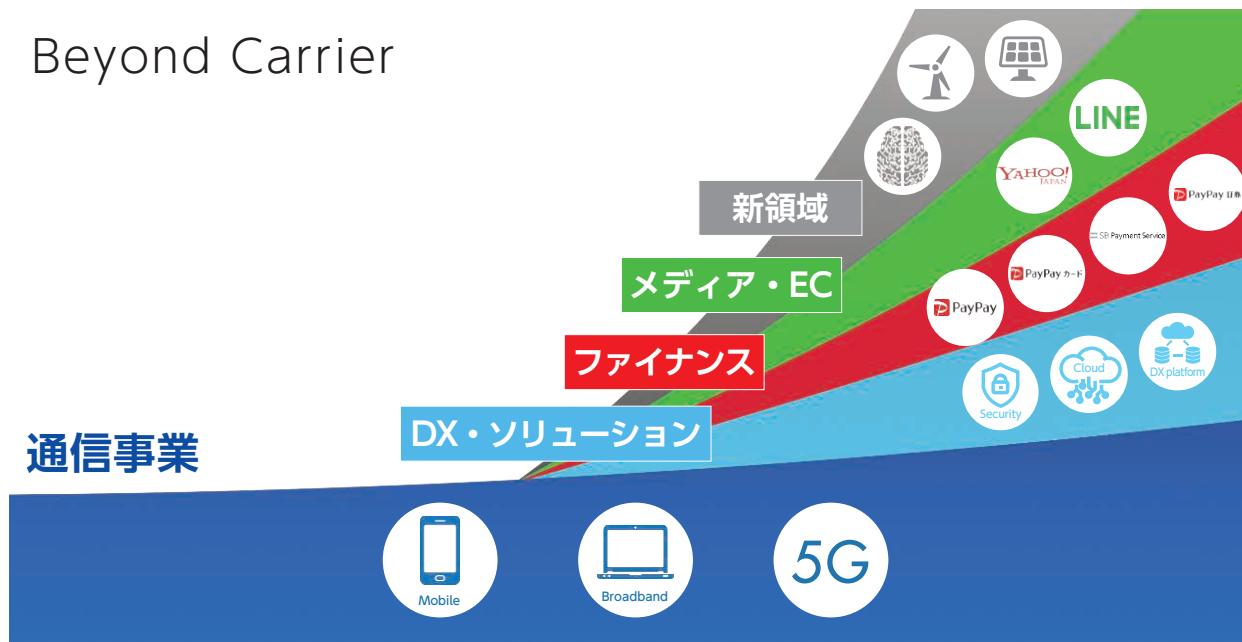
	2024年度 実績	2025年度 予想	増減額	増減率
コンシューマ事業	5,304億円	5,500億円	196億円	4%
エンタープライズ事業	1,703億円	1,880億円	177億円	10%
ディストリビューション事業	304億円	320億円	16億円	5%
メディア・EC事業 ^(注3、4)	2,588億円	3,300億円	295億円	10%
ファイナンス事業 ^(注3、4)	417億円			
小計	1兆316億円	1兆1,000億円	684億円	7%
その他 ^(注5)	△426億円	△1,000億円	△574億円	-
合計	9,890億円	1兆円	110億円	1%

- (注) 1. 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。上記の2024年度については、当該株式分割を期首に実施したと仮定した場合の年間配当金を記載しています。
2. 2024年度の期末配当は、2025年5月20日に開催予定の当社取締役会に付議予定です。
3. 2025年度より、「メディア・EC事業」に区分されていたPayPay銀行㈱を「ファイナンス事業」に移管します。これに伴い、2024年度の「メディア・EC事業」および「ファイナンス事業」の数値を遡及修正しています。なお、この遡及修正値は精査中です。
4. 「ファイナンス事業」に区分されているPayPay㈱が上場準備を進めていることを勘案し、2025年度の「メディア・EC事業」と「ファイナンス事業」の営業利益予想を合算して開示しています。
5. 「その他」には、「コンシューマ事業」、「エンタープライズ事業」、「ディストリビューション事業」、「メディア・EC事業」および「ファイナンス事業」の報告セグメントに含まれない損益や、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない費用を集約した「調整額」が含まれています。

(3) 事業戦略

当社グループの掲げる成長戦略「Beyond Carrier」は、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的にグループの事業を拡大することで、企業価値の最大化を目指すものです。また、通信事業とそれらのグループ事業との連携を強化することで、通信事業の競争力を強化するとともに、グループ事業のサービス利用者数の拡大やユーザーエンゲージメントの向上といったシナジーを創出することを推進しています。

Beyond Carrier





1. 通信事業のさらなる成長

当社グループのビジネスの基盤となる通信事業では、5Gの展開やスマートフォン・ブロードバンドの契約数の拡大、モバイルサービスにおけるARPU（1契約当たりの月間平均収入）の向上を図ることで、さらなる成長を目指します。

(a) スマートフォン契約数・ブロードバンド契約数の拡大

当社グループは特長の異なる3つのモバイルブランドを展開することで、大容量ユーザーから節約志向まで、幅広いユーザーのニーズに応えています。引き続き、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」の各種サービスやコミュニケーションアプリ「LINE」、キャッシュレス決済サービス「PayPay」といった、当社グループが提供するさまざまなサービスとの連携を強化することで、スマートフォン契約数の着実な拡大を図ります。また、「SoftBank 光」を中心とする家庭向け高速インターネットサービスについても、販売の拡大に注力します。

(b) モバイルサービスにおけるARPUの向上

当社グループはモバイルサービスにおいて、セキュリティや端末保証、エンターテインメント、店舗でのサポートなどの領域で、ユーザーにとって魅力的な付加価値サービスを拡充しています。加えて、さまざまな特典を付与することで「ソフトバンク」ブランドの魅力を高め、「ワイモバイル」からのブランド移行を促進しています。

(c) 5Gの展開

当社グループが2020年3月に商用サービスの提供を開始した5Gは、人口カバー率95%を超え、その後もエリアを拡大しています。これまでは主に、ノンスタンドアローン方式と呼ばれる5Gサービスで、超高速・大容量の通信を実現していました。これに引き続き、スタンドアローン方式と呼ばれる5Gサービスの高度化を順次進めることにより、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続の通信を実現し、これらの特長を生かした5Gサービスの提供を目指しています。一方、設備投資については、既存の基地局サイトを最大限に活用するほか、他社との協業、通信設備の効率化などのさまざまな工夫を行うことで、コスト効率化を図ります。

なお、当社はモバイルブロードバンドのさらなる高速化とトラフィックの需要増加に対応するため、4.9GHz帯を使用する特定基地局の開設計画を総務省に申請し、2024年12月に総務大臣より認定を受けました。今後、当社は2030年度までにすべての都道府県に特定基地局を開設し、2031年度までにサービスを開始することを目指していきます。

2. エンタープライズ事業におけるDX/ソリューションビジネスの拡大



当社グループは、法人顧客向けに通信サービスを提供することに加えて、急速に拡大する企業のデジタル化ニーズに応えたDX/ソリューション商材の販売や生成AI関連ソリューションの開発・提供に注力し、新規顧客の獲得および顧客1社当たりの取引額拡大を目指します。また、社員のリスキルや採用活動を通じてデジタル人材を確保し、企業の抱える課題を解決する高付加価値なソリューションの提案を行います。さらに最先端テクノロジーの知見を駆使し、社会課題の解決に繋がる新事業の創出を目指します。

2024年9月には、ICTサービスの中核子会社であったSBテクノロジー(株)を完全子会社化しました。同社の有するエンジニアやセキュリティ・クラウドサービスおよび当社の有する経営資源を相互活用し、高付加価値なサービスにより注力することによって収益力の向上を目指します。

3. メディア・EC事業の成長



当社グループはメディア・EC事業において、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」など、国内最大級のユーザー基盤を有するインターネットサービスを提供しています。同事業では、検索やニュース、オンラインショッピングなど、多様なサービスを展開しています。

(a) メディア領域の拡大

インターネット広告などを扱うメディア領域では、グループの技術やアセットを活用した配信精度の向上などにより広告単価を高めることで、既存広告の売上の最大化を図ります。加えて、データの連携によるマーケティング分析の強化やコミュニケーションアプリを通じたリピート購入の促進により、新規顧客の獲得から継続的な利用の促進まで一貫したマーケティング支援を行うことで、さらなる売上成長を目指します。

2023年11月からクロスコース施策として、新たな会員サービス「LYPプレミアム」の提供を開始しました。旧「Yahoo!プレミアム」で提供していた特典に加えて、「LINE」アプリがもっと楽しく便利になる特典を利用できるサービスを通して新規会員を獲得し、LINEヤフーグループのサービス利用の拡大を目指します。

(b) コマース領域の成長

オンラインショッピングなどを扱うコマース領域では、ユーザーのニーズが多様化する中、「Yahoo!ショッピング」や「ZOZOTOWN」など、特長の異なる複数のコマースサービスを展開することで幅広いユーザーの取り込みを図っています。今後は、「LINE」「Yahoo! JAPAN」「PayPay」という国内最大級のユーザー基盤を持つグループサービスの相互利用をさらに促進し、グループ経済圏を拡大することで、収益の持続的な成長を目指します。

また、今後の取り組みとして、「LINE」アプリのリニューアルを予定しています。新たに「ショッピング」タブを追加することで、メッセージアプリを起点とした購入体験を提供します。「LINE」アプリのリニューアルを通じて、「LINE」の利便性向上と、さらなるクロスユースの促進強化に取り組みます。

(c) セキュリティガバナンスの改善

メディア・EC事業の中心的な企業であるLINEヤフー(株)は、2023年11月に公表した不正アクセスによる情報漏洩に関して、2024年3月および4月に総務省から行政指導を、同年3月に個人情報保護委員会から勧告および報告等の求めを受けました。これに対し、同社は2024年4月以降総務省および個人情報保護委員会へ定期的に報告書を提出しています。また、2024年11月に生じた「LINE」のアルバムでサムネイル画像が正しく表示されない不具合に関して、2025年3月に総務省より行政指導を受けました。同社は、多数のユーザーを抱えるプラットフォーム事業者としての信頼を損なう重大な事態であると重く受け止め、再発防止策を推進しています。当社は、同社の親会社として、定期的なリスク状況の評価や緊急事態発生時の連絡体制強化などの実効的なセキュリティガバナンス確保の取り組みを進めています。

4. ファイナンス事業の成長



ファイナンス事業には、PayPay(株)とPayPayカード(株)に加えて、決済代行サービスを提供するSBペイメントサービス(株)やスマートフォン専門の証券サービスを提供するPayPay証券(株)などが含まれます。

(a) 「PayPay」のさらなる成長と周辺金融サービスの成長促進

効率的なプロモーションを通じたMTU（Monthly Transaction Users：月間取引ユーザー数）の増加、「PayPayクレジット」「PayPayカード」の利用拡大による決済単価・決済回数の増加、およびグループシナジーで「PayPay」のさらなる成長を図ります。加えて、「PayPay」の決済プラットフォームとしての強みを生かし周辺金融サービスの成長を促進することにより、当社グループのファイナンス事業の拡大を目指します。なお、PayPay(株)は2024年12月にPayPay銀行(株)の株式取得^(注)を、2025年2月にPayPay証券(株)の子会社化^(注)を発表しました。今後は、PayPay(株)主導で銀行・証券サービスの強化を目指します。

(注) PayPay証券(株)は2025年4月1日に、PayPay銀行(株)は2025年4月11日にPayPay(株)による子会社化を完了しました。

(b) 決済代行サービスの決済取扱高の最大化

SBペイメントサービス(株)が提供する決済代行サービスにおいては、当社の通信料金などの決済以外の領域（非通信領域）における決済機会を積極的に取り込み、決済取扱高の最大化を図ります。



5. 新規事業の創出・拡大

当社グループが有する通信、eコマース、決済、SNSといった異なる複数の分野における数千万人規模のユーザー基盤を強みに、AI、FinTech、モビリティ、ヘルスケア、再生可能エネルギーなどの領域で、最先端テクノロジーを活用した革新的な新規事業の創出・拡大を目指します。

当社では特に生成AI領域に注力しており、複数の大規模言語モデル（LLM）を顧客のニーズに応じて提供する「マルチモデル戦略」を推進しています。その取り組みの一環として、日本語に特化したLLM（Sarashina）の自社開発に取り組みつつ、米Googleが提供する「Google Workspace with Gemini」や、米マイクロソフトが提供する「Azure OpenAI Service」「Microsoft 365 Copilot」など、さまざまな生成AIソリューションの販売を行っています。さらに、2025年2月には、米OpenAIと企業用の最先端AIサービス開発・販売に関する提携を発表しました。加えて、今後の生成AIサービスの提供に必要な大規模AIデータセンターの構築にも取り組んでいます。

6. コスト効率化

当社グループは、事業投資を機動的に実施する一方で、コストの効率化に継続的に取り組みます。例えば、コールセンター業務やネットワーク運用・監視業務等を、AIを活用して自動化することに取り組み、さらなる効率化を図ります。また、PHS・3GサービスやADSLサービスの終了などに合わせ、通信設備の最適化を継続します。加えて、グループ企業との共同購買や、グループ企業を活用した業務の内製化などを推進し、グループ全体のコスト効率化を図ります。

(4) 財務戦略

(a) 重要視する経営指標

当社グループは、プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー^(注)を重要な経営指標と考えています。高い株主還元を維持しながら、成長への投資を実施していくため、今後も安定的なプライマリー・フリー・キャッシュ・フローの創出を図ります。また、健全な財務体質を維持しつつ、適切な財務レバレッジを伴った資本効率の高い経営を行っていきます。なお、生成AIを用いたサービスの実現や次世代社会インフラの構築などの長期性の成長投資には、社債型種類株式などを活用する予定です。

(b) 株主還元方針

当社では、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けています。

詳細は、「剰余金の配当等の決定に関する方針」をご参照ください。

(注) プライマリー・フリー・キャッシュ・フローは、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)に長期性の成長投資として支出した金額を足し戻した指標です。調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)=フリー・キャッシュ・フロー+(割賦債権の流動化による調達額-同返済額)-LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フロー+Aホールディングス(株)からの受取配当、PayPay証券(株)への出資など。LINEヤフーグループ、PayPay等にはAホールディングス(株)、LINEヤフー(株)および子会社(LINEヤフーグループ)、Bホールディングス(株)、PayPay(株)、PayPayカード(株)、PayPay証券(株)などを含みます。なお、長期性の成長投資はAI計算基盤・AIデータセンター関連投資、Cubic Telecom Ltd.への出資を含みます。

4 各重要課題（マテリアリティ）の概要

(1) DXによる社会・産業の構築

5GやAIなどの最新のテクノロジーを活用し、新しい産業を創出するとともに、世の中のさまざまなビジネスを変革していくためのソリューションを提供します。

(2) 人・情報をつなぎ新しい感動を創出

スマートデバイスの普及を促進し、これらを活用した新しい体験の提供を通じてお客さまの豊かなライフスタイルを実現すると同時に、人・情報をつなぎ魅力的なプラットフォームを提供し、お客さまとパートナー双方にとっての価値を生み出します。

(3) オープンイノベーションによる新規ビジネスの創出

グローバルのトップランナー企業とのつながりを生かし、新規ビジネスの創出および最新のテクノロジーやビジネスモデルを日本で展開するとともに、新たなビジネスの拡大や普及を支えていく高度な人材の育成と組織の構築を推進します。

(4) テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献

持続可能性のある地球を次の世代につなぐため、最新のテクノロジーを活用し、気候変動への対応や循環型社会の推進、自然エネルギーの普及に貢献します。

(5) 質の高い社会インフラの構築

どんなときでも安定的につながる通信ネットワークの維持に全力を尽くすとともに、お客さまの大切なデータを保護します。また、AIの加速度的な進化により急増すると予見されるデータ処理や電力の需要に対応できる構造を持った「次世代社会インフラ」の構築を推進します。

(6) レジリエントな経営基盤の発展

コーポレート・ガバナンスの高度化を図り、ステークホルダーの皆さまとの継続的な対話を通じて、社会に信用される誠実な企業統治を行います。また、最先端テクノロジーを活用して、多様な人材が活躍できる先進的な職場環境を整備するとともに、社員とその家族の健康維持・増進に取り組む健康経営を推進し、イノベーションの創発と従業員の幸福度向上を図ります。

当社グループは今後も、「情報革命で人々を幸せに」の経営理念に基づき、事業活動と企業活動の両面で社会課題の解決に継続的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

③ 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は、ソフトバンクグループジャパン(株)であり、同社は当社の普通株式を19,148,580,700株（議決権比率40.26%）保有しています。ソフトバンクグループジャパン(株)は、ソフトバンクグループ(株)の完全子会社であり、同社も当社の親会社に該当します。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (注1)	主要な事業内容
Wireless City Planning (株) ^(注2)	110百万円	31.8%	電気通信事業
SBパワー(株)	3,000百万円	100.0%	電力の売買・供給および売買の仲介サービスの提供
Cubic Telecom Ltd.	240千ユーロ	54.3%	コネクテッドカー・SDCV(Software-Defined Connected Vehicle)向けIoTプラットフォームの提供
SB C&S(株)	500百万円	100.0%	IT関連製品の製造・流通・販売、IT関連サービス
Aホールディングス(株) ^(注2)	100百万円	50.0%	出資先企業の事業活動管理ならびにそれに付随する業務
LINEヤフー(株)	250,128百万円	62.5% (62.5%)	インターネット広告事業、イーコマース事業および会員サービス事業などの展開ならびにグループ会社の経営管理業務
アスクル(株) ^(注2)	21,234百万円	46.5% (46.5%)	オフィス関連商品の販売事業、その他の配送事業
(株)ZOZO	1,360百万円	51.5% (51.5%)	ファッション通販サイト「ZOZOTOWN」の企画・運営、カスタマーサポート、物流倉庫「ZOZOBASE」の運用
(株)一休	400百万円	100.0% (100.0%)	高級ホテルや旅館、厳選レストラン等のインターネット予約サイト運営事業
PayPay銀行(株) ^(注2)	72,217百万円	46.6% (46.6%)	銀行業
Z中間グローバル(株)	1百万円	100.0% (100.0%)	持株会社
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	220,500千米ドル	100.0% (100.0%)	持株会社
LINE Financial Corporation	244,903百万ウォン	100.0% (100.0%)	LINEのグローバル金融プラットフォームサービスの企画・運用
LINE Pay(株)	21,535百万円	100.0% (100.0%)	前払式支払手段の発行、販売並びに管理、電子決済システムの提供および資金移動業、「LINE 家計簿」、「LINE ポイント」等関連サービスの運営
LINE Plus Corporation	25,032百万ウォン	100.0% (100.0%)	海外マーケティングおよびLINE関連の各種海外サービスの開発

会社名	資本金	当社の議決権比率 (注1)	主要な事業内容
PayPay(株)	94,434百万円	69.8% (63.9%)	モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供
PayPayカード(株)	100百万円	100.0% (100.0%)	クレジット、カードローン
SBペイメントサービス(株)	6,075百万円	100.0%	決済・集金代行サービス

(注) 1. 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。

2. 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が実質的に支配していると判断し、子会社としました。

4 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

会社名	主要な拠点等
ソフトバンク(株)	本社：東京都港区 事業所：札幌市中央区、仙台市宮城野区、名古屋市中村区、大阪市北区、石川県金沢市、広島市中区、香川県高松市、福岡市博多区
Wireless City Planning (株)	本社：東京都港区
SBパワー(株)	本社：東京都港区
Cubic Telecom Ltd.	本社：アイルランド共和国ダブリン市
SB C&S(株)	本社：東京都港区
Aホールディングス(株)	本社：東京都港区
LINEヤフー(株)	本社：東京都千代田区
アスクル(株)	本社：東京都江東区
(株)ZOZO	本社：千葉市稲毛区
(株)一休	本社：東京都千代田区
PayPay銀行(株)	本社：東京都新宿区
Z中間グローバル(株)	本社：東京都千代田区
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	本社：シンガポール共和国
LINE Financial Corporation	本社：大韓民国京畿道城南市
LINE Pay(株)	本社：東京都品川区
LINE Plus Corporation	本社：大韓民国京畿道城南市

会社名	主要な拠点等
PayPay(株)	本社：東京都新宿区
PayPayカード(株)	本社：東京都新宿区
SBペイメントサービス(株)	本社：東京都港区

5 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
55,070名	△330名

(注) 上記従業員数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれていません。

2 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
18,895名	+6名

(注) 上記従業員数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれていません。

6 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

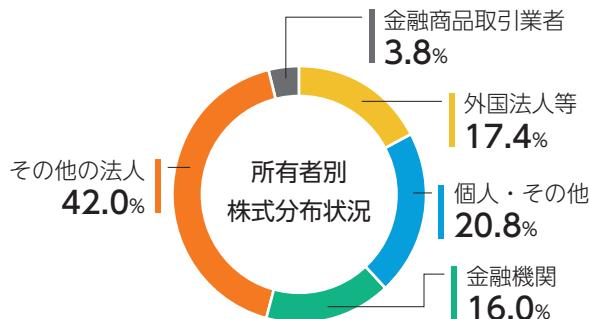
借入先	借入残高
銀行借入	1,399,342百万円
リース契約	841,474百万円
債権流動化	850,348百万円

- (注) 1. 上記銀行借入は、当社および当社の子会社であるLINEヤフー(株)が、主に(株)みずほ銀行等をアレンジャーとする銀行団と締結したものととなります。
2. 上記リース契約は、当社および当社の子会社であるWireless City Planning(株)ならびにLINEヤフー(株)がリース会社と契約したセール・アンド・リースバック取引に係る資金調達となります。
3. 上記債権流動化は、当社の端末の割賦債権を利用した債権流動化による資金調達となります。

会社の現況

1 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	80,109,603,000株
② 発行済株式の総数	
普通株式	47,751,490,700株
第1回社債型種類株式	30,000,000株
第2回社債型種類株式	25,000,000株
(自己株式 普通株式184,234,180株)	
③ 株主数	
普通株式	1,360,538名
第1回社債型種類株式	20,593名
第2回社債型種類株式	31,727名



4 大株主

株主名	持株数				持株比率
	普通株式	社債型種類株式		合計	
		第1回	第2回		
ソフトバンクグループジャパン(株)	19,148,580,700株	-株	-株	19,148,580,700株	40.21%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	4,991,837,500株	-株	-株	4,991,837,500株	10.48%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,762,446,200株	26,200株	14,200株	1,762,486,600株	3.70%
SMBC日興証券(株)	626,459,900株	-株	-株	626,459,900株	1.32%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	623,970,900株	-株	-株	623,970,900株	1.31%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	414,703,263株	-株	-株	414,703,263株	0.87%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	391,676,870株	-株	-株	391,676,870株	0.82%
JPモルガン証券(株)	385,418,452株	-株	-株	385,418,452株	0.81%
ゴールドマン・サックス証券(株)BNYM	286,254,004株	-株	-株	286,254,004株	0.60%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	250,861,308株	-株	-株	250,861,308株	0.53%

(注) 1. 2024年10月3日に第2回社債型種類株式を25,000,000株発行し、同年10月4日に(株)東京証券取引所プライム市場に上場しました。

2. 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割しました。これにより発行可能株式総数は72,098,642,700株、普通株式の発行済株式総数は42,911,435,430株増加しました。

3. 新株予約権の行使により普通株式の発行済株式総数が83,854,500株増加しました。

4. 持株比率は自己株式(普通株式184,234,180株)を控除して計算しています。

5. 上記の持株数のうち、日本マスタートラスト信託銀行(株)および(株)日本カストディ銀行の持株数には、信託業務に係る株式が含まれています。

5 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

役員区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	普通株式 14,716,000株	4名

(注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しています。

2 会社役員の状況

1 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	今井 康之	
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	宮川 潤一	Beyond Japan/デジタル社会基盤/グリーントランスフォーメーション/先端技術研究所/渉外/コンプライアンス/アライアンス戦略担当 Aホールディングス(株)取締役
代表取締役 副社長執行役員 兼 COO	榛葉 淳	SBペイメントサービス(株)代表取締役社長 兼 CEO PayPay(株)取締役
取締役 専務執行役員 兼 CFO	藤原 和彦	財務統括 Aホールディングス(株)取締役
創業者取締役	孫 正義	ソフトバンクグループ(株)代表取締役 会長兼社長執行役員 ソフトバンクグループジャパン(株)代表取締役
取締役 社外 独立	堀場 厚	(株)堀場製作所代表取締役会長兼グループCEO (株)堀場エステック代表取締役会長 住友電気工業(株)社外取締役
取締役 社外 独立	上釜 健宏	オムロン(株)社外取締役 コクヨ(株)社外取締役 コンテンポラリー・アンプレックス・テクノロジー・ジャパン(株) (Contemporary Amperex Technology Co., Limited (CATL) 日本人) Chief Consultant (株)Gamaエキスパート代表取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 社外 独立	大 木 一 昭	大木公認会計士事務所所長 ニッセイプライベートリート投資法人監督役員 千代田監査法人統括代表社員
取締役 社外 独立	越 直 美	三浦法律事務所パートナー弁護士 OnBoard(株)代表取締役CEO (株)三菱総合研究所社外監査役
取締役 社外 独立	坂 本 真 樹	電気通信大学副学長 同大学人工知能先端研究センター副センター長 同大学大学院情報理工学研究科情報学専攻教授 感性AI(株)取締役COO
取締役 社外 独立	佐々木 裕 子	(株)チェンジウェーブグループ代表取締役社長 三井住友DSアセットマネジメント(株)社外取締役 一般社団法人の資本経営推進協会代表理事
常勤監査役 社外 独立	小 嶋 修 司	
常勤監査役	島 上 英 治	
監査役	君和田 和 子	ソフトバンクグループ(株)常務執行役員 CSusO 経理統括
監査役 社外 独立	工 藤 陽 子	中部電力(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役宮内謙氏および植村京子氏は、2024年6月20日付で任期満了により取締役を退任しました。
2. 取締役坂本真樹氏および佐々木裕子氏は、2024年6月20日付で当社取締役に就任しました。
3. 監査役君和田和子氏は、2025年2月1日付でソフトバンクグループ(株)常務執行役員 CSusO 経理統括に就任しました。
4. 取締役宮川潤一氏は、2024年6月24日付でMONET Technologies(株)取締役を退任しました。
5. 常勤監査役小嶋修司氏は、金融機関において、人事・コンプライアンス・リスク管理に関する豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役君和田和子氏は、公認会計士の資格を有しているほか、24年間のソフトバンクグループ(株)経理部門長の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役工藤陽子氏は、カリフォルニア州公認会計士として豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 2024年度における取締役会への取締役全員の平均出席率は97.0%です。

② 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の決定方針および報酬制度

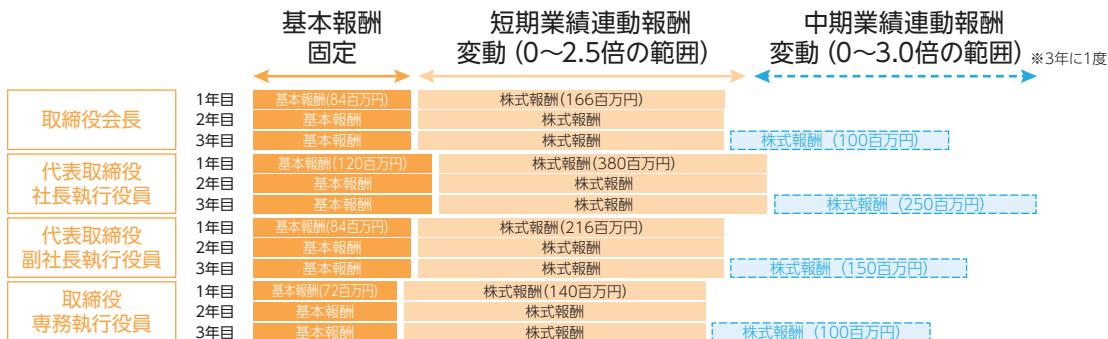
当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、報酬委員会の諮問を経て、取締役会で決定しています。当該方針および当該方針に基づく当社における取締役報酬制度の内容の概要は以下の通りです。

1. 役員報酬の決定方針の概要および決定方法

- ・第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査に基づき、事業規模が概ね同程度以上の国内外企業経営者の報酬に比して高い競争力のある水準であること
- ・取締役報酬は、着実な利益成長、安定的なキャッシュ・フローの創出およびステークホルダーと良好な関係を築きつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とすることを目的とし、過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず、中長期的な業績向上へ役員等の貢献意欲を高めるものであること
- ・取締役報酬の決定方法は、人事部で報酬の決定方針を策定の後、報酬委員会の諮問を経て取締役会で承認すること
- ・業務執行から独立した立場である社外取締役および取締役の業務執行を監査する監査役には、固定報酬のみを支払うものとする
- ・当社グループの支払方針として、グループ会社の役員を兼任している取締役の報酬は主たる会社から支払うものとする

2. 取締役報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定的な報酬に加え短期業績および中長期企業価値向上へのインセンティブを引き出すため、基本報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動報酬の構成としています。



(注) グループ会社の役員を兼任している取締役の報酬は主たる会社から支払うこととしているため、取締役孫正義氏に対する当社報酬は、支給対象外としています。

(a) 基本報酬（現金報酬）

基本報酬は、役職ごとに年額を定め、毎月現金で定額を支給しています。

(b) 短期業績連動報酬（株式報酬）

短期業績連動報酬は、退任までの間の譲渡制限を付す譲渡制限付株式にて、対象取締役毎に毎年、事業年度終了後の一定時期に支給するものとしています。また、各取締役の職務内容や業績を踏まえ、原則として、当該事業年度における基本報酬と短期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：短期業績連動報酬＝1：1.9～3.2」とすることを基本方針として、役職別に定める基準額の0～2.5倍の適用幅で変動させる方針です。

i. 算定方法

役職別に定める基準額に対し、毎事業年度の業績目標達成度に応じた係数（0～2.5倍、目標：1.0倍）を乗じて算定しています。

$$\begin{array}{c} \text{短期業績連動} \\ \text{報酬支給額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{役職別} \\ \text{基準額} \end{array} \times \left(\begin{array}{c} \text{(ア)純利益係数} \\ \times 50\% \end{array} + \begin{array}{c} \text{(イ)営業利益係数} \\ \times 50\% \end{array} \right) + \begin{array}{c} \text{(ウ)マテリアリティ係数} \\ + 0\sim 5\% \end{array}$$

短期業績目標達成度係数(0～2.5倍)

(注) 支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて各取締役の役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

ii. 業績連動指標

短期業績目標達成度の業績連動指標として、親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益（連結ベース、以下同様）、マテリアリティ目標を採用しています。なお、マテリアリティ目標とは、当社が持続的に成長していくために特定した6つの重要課題（マテリアリティ）の中から事業を通じた社会貢献において、特に重要なものを採用した目標です。

業績目標

	指標	採用理由	係数算定方法 ^(注)	2024年度目標 (百万円)	2024年度実績 (百万円)
(ア)	親会社の所有者に帰属する純利益	配当原資となる親会社の所有者に帰属する純利益の指標を用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるため	目標達成度に応じて設定された比率に対し、50%を乗じて、算出します。(実績値が目標値と同水準の場合に100%と設定。)	500,000	526,133
(イ)	営業利益	当社グループ一体となり本業から創出した利益を適正に反映する評価指標として該当するため		900,000	989,016

(注) 親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益の採用に当たり、減損などの特殊要因、他の経営指標（フリー・キャッシュ・フロー等）や重大な不祥事や事故など特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会への諮問の後、係数を決定します。

マテリアリティ目標

	指標	採用理由	係数算定方法	2024年度目標	2024年度実績	
(ウ)	テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献	基地局実質再生可能エネルギー比率 ^(注1)	SDGsの達成が、持続可能な社会の実現に向け当社事業を推進していくキードライバーとして重要な要素となるため	目標達成度に応じ、0～5%の範囲で加算します。	90%以上	92.5% ^(注2)
	質の高い社会インフラの構築	5G SAエリア拡大：全都道府県主要部スマホSA化			都道府県数26	都道府県数21
		ネットワーク重大事故発生件数			0件	1件
		情報セキュリティ重大事故件数			0件	0件
	人・情報をつなぎ新しい感動を創出	スマホ累計契約数			年100万件純増	年104万件純増
	DXによる社会・産業の構築	ソリューション等売上：CAGR（年平均成長率）			10%以上	27%
	レジリエントな経営基盤の発展	DJSI Worldへの選定			選定	選定

(注) 1. 2030年のカーボンニュートラル実現への対応です。
 2. 支給額の算定に際して、当社所定の基準日で確定した数値を採用しています。

(c) 中期業績連動報酬（株式報酬）

中期業績連動報酬は、退任までの間の譲渡制限を付す譲渡制限付株式にて、対象取締役等に3か年に1回支給するものとしています。また、各取締役の職務内容や業績を踏まえ、原則として、当該事業年度における基本報酬と中期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：中期業績連動報酬＝1：1.1～2.1」を基本方針とし、中期業績連動報酬は、役職別基準額の0～3.0倍の適用幅で変動させる方針です。なお、中期業績連動報酬は、2024年度から2026年度に係る役員報酬としての支給を予定しているため、2024年度に係る役員報酬としての支給はありません。

i. 算定方法

役職別に定める基準額に対し、過去3か年の相対TSR（株主総利回り）の状況に応じたTSR係数（0～3.0倍）を乗じて、算定しています。

$$\boxed{\text{中期業績連動報酬支給額}} = \boxed{\text{役職別基準額}} \times \boxed{\text{TSR係数(0～3.0倍)}}$$

※相対TSRを基に算出

(注) 支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて各取締役の役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

ii. 業績連動指標

中期業績目標達成度の業績連動指標として、ステークホルダーとの価値共有を一層進め、中長期的な株価向上を取締役に意識づけるため、相対TSRを基に算出したTSR係数を採用しています。

3. 取締役の個人別報酬等の額の決定プロセスに係る方針および委任に関する事項

(a) 取締役の個人別報酬等の額の決定プロセスに係る方針

- i. 株主総会にて現金報酬および株式報酬の上限枠を決議
- ii. 報酬委員会にて、報酬の構成、水準、業績連動指標等について審議の上、取締役会へ提言
- iii. 取締役会にて、報酬委員会の提言を尊重することを前提に、個人別の報酬等の額について、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOに一任決議
- iv. 代表取締役 社長執行役員 兼 CEOは、報酬委員会の提言および取締役会の決議内容を尊重して、個人別の報酬等の額について決定

なお、取締役の個人別報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿い、報酬総額と個人別報酬等の額について検討の上、取締役会へ提言を行うこととしています。

(b) 取締役の個人別報酬等の額の決定に係る委任に関する事項

委任を受けた者の氏名	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一
委任した権限の内容	取締役の個人別報酬等の額の決定
権限を委任した理由	取締役の個人別報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿い、報酬総額と個人別報酬等の額について検討の上、取締役会へ提言を行うこととし、委任を受ける者はその提言を尊重し決定することとしているため

4. 取締役報酬等の返還請求について

取締役報酬等のうち、業績連動報酬については、取締役について、法令、当社の内部規程もしくは当社および取締役との間で締結された契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、または、業績連動報酬の算定の基礎とした財務諸表の数値に重大な修正・訂正等が生じたと取締役会が認めた場合、その他業績連動報酬の全部または一部を、当社が無償で取得することが相当であると取締役会が認めた場合、当該取締役の職責を踏まえ、当社は、無償で報酬等の返還請求等をできるものとしています。

(2) 役員報酬等についての株主総会決議に関する事項

	基本報酬 (現金報酬)		業績連動報酬 (株式報酬)
	2021年6月22日 第35回定時株主総会	2015年2月25日 臨時株主総会	2021年6月22日 第35回定時株主総会
上限額 (年間)	15億円	8,000万円	80億円 (5,400万株 ^(注))
支給対象	取締役	監査役	取締役 (社外取締役を除く)
員数 (株主総会決議時点)	13名	6名	7名

(注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。株式数は当該株式分割後の株式数を記載しています。

(3) 報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	短期業績連動報酬	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	1,689	381	1,222	86	5
監査役 (社外監査役を除く)	24	24	-	-	1
社外取締役	82	82	-	-	7
社外監査役	37	37	-	-	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 2. 「短期業績連動報酬」は、非金銭報酬等による株式報酬であり、譲渡制限付株式による支給予定額を記載しています。
 3. 「その他」には、非金銭報酬等として2021年7月に付与したストックオプションに係る当連結会計年度に会計処理（費用計上）した額等を記載しており、実際に行使・売却して得られる金額とは異なります。また、2024年6月20日に退任した取締役1名の退任に伴い権利が確定したストックオプション額（23百万円）を含んでいます。
 4. 上記のほか、社外役員がソフトバンクグループ(株)およびその子会社から2024年度において役員として受けた報酬等はありません。
 5. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、「取締役の個人別の報酬等の決定方針」を踏まえ、報酬委員会の提言および取締役会の決議内容を尊重して決定されていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」に沿うものであると取締役会は判断しています。

(4) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額 (百万円)		
				基本報酬	短期業績連動報酬	その他
今井康之	324	取締役	当社	84	225	15 ^(注)
宮川潤一	654	取締役	当社	120	515	20 ^(注)
榛葉淳	391	取締役	当社	84	293	15 ^(注)
藤原和彦	272	取締役	当社	72	190	10 ^(注)

(注) 2021年7月に付与したストックオプションに係る当連結会計年度に会計処理（費用計上）した額等です。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役である堀場厚氏、上釜健宏氏、大木一昭氏、越直美氏、坂本真樹氏および佐々木裕子氏ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	堀場 厚	当社は、社外取締役堀場厚氏が代表取締役を務める㈱堀場製作所との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外取締役を務める住友電気工業㈱との間に、資材の発注および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。
取締役	上釜 健宏	当社は、社外取締役上釜健宏氏が社外取締役を務めるオムロン㈱との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外取締役を務めるコクヨ㈱との間に、オフィス工事および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。
取締役	越 直 美	当社は、社外取締役越直美氏がパートナー弁護士を務める三浦法律事務所との間に、法務アドバイス業務等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外監査役を務める㈱三菱総合研究所との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。
取締役	坂 本 真 樹	当社は、社外取締役坂本真樹氏が教授を務める電気通信大学との間に、共同研究に関する契約および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。
取締役	佐々木 裕 子	当社は、社外取締役佐々木裕子氏が代表取締役を務める㈱チェンジウェアグループとの間に、業務委託に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満であり、極めて僅少です。また、同氏が社外取締役を務める三井住友DSアセットマネジメント㈱との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。
監査役	工 藤 陽 子	当社は、社外監査役工藤陽子氏が社外取締役を務める中部電力㈱との間に、基地局の設置および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。

(注) 上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況 <small>(注1)(注2)</small>	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	堀場 厚	91.7% 11回/12回中	世界有数の分析機器メーカーの経営者としての経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会および指名委員会の委員長として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。
取締役	上釜 健宏	91.7% 11回/12回中	世界有数の総合電子部品メーカーの経営者としての経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会および指名委員会の委員として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。
取締役	大木 一昭	100% 12回/12回中	公認会計士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会および指名委員会の委員として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。
取締役	越 直美	100% 12回/12回中	弁護士としての専門的な見地に加え、地方自治・女性活躍推進など幅広い知識と経験から必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。また、報酬委員会および指名委員会の委員として、各委員会に出席し、必要な発言を行っています。
取締役	坂本 真樹	100% 10回/10回中	情報学を専門とする大学教授としての豊富な知識と経験に基づいて、必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。
取締役	佐々木 裕子	100% 10回/10回中	組織変革・DE&Iを推進する企業の経営者としての経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を十分に発揮しています。

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いています。

2. 取締役坂本真樹氏および佐々木裕子氏については、2024年6月20日就任後の状況を記載しています。

区分	氏名	取締役会への出席状況 <small>(注)</small>	監査役会への出席状況	主な活動状況
常勤 監査役	小嶋 修司	100% 12回/12回中	100% 16回/16回中	人事・コンプライアンス・リスク管理および財務・会計に関する豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、意思決定の適正性を確保するために必要な助言を行っています。
監査役	工藤 陽子	100% 12回/12回中	93.8% 15回/16回中	財務および会計に関する豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、意思決定の適正性を確保するために必要な助言を行っています。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

(3) 親会社または当該親会社の子会社からの報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する記載内容に対する意見
該当事項はありません。

③ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けています。企業価値の向上のために、5Gのさらなる高度化のための設備投資を効率的に行うことに加え、AI計算基盤の構築を含む新規事業への投資も継続して取り組んでいきます。配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本方針とし、業績動向、財政状態、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して安定性、継続性に配慮しながら実施していきます。

上記方針の下、2025年3月期における普通株式の1株当たり配当金につきましては、期末配当金を4.3円^(注1、2)とする予定で、既に実施した2024年9月30日を基準日とする中間配当金1株当たり4.3円^(注2)と合わせて、年間配当金は1株当たり8.6円^(注2)とする予定です。2025年3月期における第1回社債型種類株式の1株当たり配当金につきましては、期末配当金を50.00円^(注1)とする予定で、既に実施した2024年9月30日を基準日とする中間配当金1株当たり50.00円と合わせて、年間配当金は1株当たり100.00円とする予定です。また、第2回社債型種類株式の1株当たりの期末配当金につきましては、126.24円^(注1、3)とする予定です。

なお、2026年3月期の配当については、普通株式1株当たり年間8.6円^(注2)（うち中間配当金4.3円、期末配当金4.3円）を予定しています。また、第1回社債型種類株式、第2回社債型種類株式については所定の金額の配当を実施していきます。

当社は、これからも通信事業と新規事業で成長を続けながら、企業価値の向上に努め、株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを目指します。

- (注) 1. 本件は、2025年5月20日に開催予定の当社取締役会に付議する予定です。
2. 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。当期の配当金については、当該株式分割を考慮した金額を記載しています。
3. 1株当たりの発行価格8,000円に固定配当年率3.200%を乗じた配当金に対し、1年を365日とする日割計算で算出しています。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び現金同等物	1,435,525
営業債権及びその他の債権	2,805,640
その他の金融資産	260,236
棚卸資産	191,451
その他の流動資産	165,803
流動資産合計	4,858,655
非流動資産	
有形固定資産	1,966,995
使用権資産	749,157
のれん	2,068,492
無形資産	2,531,480
契約コスト	384,500
持分法で会計処理されている投資	273,148
投資有価証券	255,068
銀行事業の有価証券	747,056
その他の金融資産	2,099,465
繰延税金資産	65,128
その他の非流動資産	103,051
非流動資産合計	11,243,540
資産合計	16,102,195

科目	金額
(負債及び資本の部)	
流動負債	
有利子負債	1,646,524
営業債務及びその他の債務	2,828,640
契約負債	137,223
銀行事業の預金	1,795,965
その他の金融負債	2,742
未払法人所得税	122,844
引当金	52,932
その他の流動負債	248,336
流動負債合計	6,835,206
非流動負債	
有利子負債	4,315,628
その他の金融負債	104,741
引当金	142,392
繰延税金負債	322,232
その他の非流動負債	116,625
非流動負債合計	5,001,618
負債合計	11,836,824
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	
資本金	228,162
資本剰余金	927,067
利益剰余金	1,594,862
自己株式	△29,221
その他の包括利益累計額	22,760
親会社の所有者に帰属する持分合計	2,743,630
非支配持分	1,521,741
資本合計	4,265,371
負債及び資本合計	16,102,195

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書 (2025年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	6,544,349
売上原価	△3,384,115
売上総利益	3,160,234
販売費及び一般管理費	△2,200,591
その他の営業収益	43,195
その他の営業費用	△13,822
営業利益	989,016
持分変動損益	4,564
持分法による投資損益	△9,650
金融収益	11,676
金融費用	△117,352
持分法による投資の売却損益	3,713
持分法による投資の減損損失	△1,910
税引前利益	880,057
法人所得税	△224,771
純利益	655,286
純利益の帰属	
親会社の所有者	526,133
非支配持分	129,153
純利益	655,286

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	
(資産の部)		
I 固定資産		
A 電気通信事業固定資産		
(1) 有形固定資産		
1 機械設備	2,666,292	
減価償却累計額	1,923,789	742,503
2 空中線設備	737,691	
減価償却累計額	431,400	306,291
3 端末設備	302,214	
減価償却累計額	190,099	112,115
4 市内線路設備	29,941	
減価償却累計額	15,197	14,744
5 市外線路設備	89,931	
減価償却累計額	81,758	8,173
6 土木設備	97,332	
減価償却累計額	89,878	7,454
7 海底線設備	25,477	
減価償却累計額	17,006	8,471
8 建物	218,399	
減価償却累計額	124,768	93,631
9 構築物	41,684	
減価償却累計額	30,812	10,872
10 機械及び装置	2,118	
減価償却累計額	1,037	1,081
11 車両	3,524	
減価償却累計額	3,186	338
12 工具、器具及び備品	188,678	
減価償却累計額	102,561	86,117
13 土地		44,137
14 建設仮勘定		224,238
有形固定資産合計		1,660,165
(2) 無形固定資産		
1 海底線使用权		1,645
2 施設利用権		26
3 ソフトウェア		441,594
4 特許権		9
5 借地権		67
6 周波数関連費用		127,945
7 商標権		105,001
8 建設仮勘定		120,562
9 その他の無形固定資産		31,728
無形固定資産合計		828,577
電気通信事業固定資産合計		2,488,742

科目	金額	
B 投資その他の資産		
1 投資有価証券		38,243
2 関係会社株式		1,234,785
3 その他の関係会社投資		35,486
4 出資金		1
5 役員及び従業員に対する長期貸付金		21,461
6 関係会社長期貸付金		7,333
7 長期前払費用		82,355
8 繰延税金資産		114,073
9 その他の投資及びその他の資産		45,600
貸倒引当金		△24,890
投資その他の資産合計		1,554,447
固定資産合計		4,043,189
II 流動資産		
1 現金及び預金		250,800
2 受取手形		177
3 売掛金		938,953
4 契約資産		15,203
5 未収入金		110,089
6 リース投資資産		17,547
7 商品		81,868
8 貯蔵品		12,309
9 前渡金		10,573
10 前払費用		74,975
11 短期貸付金		45,198
12 預け金		46,600
13 その他の流動資産		35,574
貸倒引当金		△38,916
流動資産合計		1,600,950
資産合計		5,644,139

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
I 固定負債	
1 社債	876,000
2 長期借入金	962,409
3 関係会社長期借入金	30,000
4 リース債務	412,749
5 退職給付引当金	6,793
6 契約損失引当金	51,308
7 資産除去債務	45,677
8 長期未払金	62,702
9 契約負債	61,065
10 その他の固定負債	2,131
固定負債合計	2,510,834
II 流動負債	
1 1年以内に期限到来の固定負債	310,986
2 買掛金	136,213
3 短期借入金	83,946
4 リース債務	237,222
5 未払金	626,649
6 未払費用	21,536
7 未払法人税等	50,454
8 契約負債	76,174
9 預り金	174,520
10 前受収益	920
11 賞与引当金	35,700
12 契約損失引当金	35,477
13 資産除去債務	11,265
14 その他の流動負債	57,655
流動負債合計	1,858,717
負債合計	4,369,551
(純資産の部)	
I 株主資本	
1 資本金	228,162
2 資本剰余金	
(a) 資本準備金	95,224
(b) その他資本剰余金	213,507
資本剰余金合計	308,731
3 利益剰余金	
(a) その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	747,187
利益剰余金合計	747,187
4 自己株式	△29,221
株主資本合計	1,254,860
II 評価・換算差額等	
1 その他有価証券評価差額金	5,829
2 繰延ヘッジ損益	5,696
評価・換算差額等合計	11,525
III 新株予約権	8,203
純資産合計	1,274,588
負債・純資産合計	5,644,139

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,448,186
(2) 営業費用		
1 営業費	745,410	
2 施設保全費	379,905	
3 管理費	80,514	
4 試験研究費	19,444	
5 減価償却費	421,707	
6 固定資産除却費	29,606	
7 通信設備使用料	387,161	
8 租税公課	37,361	
電気通信事業営業利益		2,101,108
II 附帯事業営業損益		347,078
(1) 営業収益		1,058,543
(2) 営業費用		919,701
附帯事業営業利益		138,842
営業利益		485,920
III 営業外収益		
1 受取配当金	91,094	
2 雑収入	23,379	
		114,473
IV 営業外費用		
1 支払利息	30,235	
2 債権売却損	33,509	
3 雑支出	26,346	
經常利益		90,090
		510,303
V 特別利益		
1 関係会社株式売却益	5,574	
		5,574
VI 特別損失		
1 関係会社株式評価損	18,774	
税引前当期純利益		18,774
法人税、住民税及び事業税	100,468	
法人税等調整額	△21,645	
当期純利益		78,823
		418,280

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 智
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下平 貴史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 さおり
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ソフトバンク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これは、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 智
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 下平 貴史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後藤 さおり
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はこの内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、電話またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役または、監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

ソフトバンク株式会社 監査役会

常勤監査役 小嶋 修司 ㊟

常勤監査役 島上 英治 ㊟

監査役 君和田 和子 ㊟

監査役 工藤 陽子 ㊟

(注) 常勤監査役 小嶋修司および監査役 工藤陽子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主優待の申請受付を開始

対象株式：普通株式（9434）



PayPayマネーライト（1,000円分）を進呈

※PayPayマネーライトは出金はできませんが、PayPayユーザー間において手数料無料で譲渡・譲り受けが可能です。

対象となる株主さま

当社普通株式を1年以上*かつ100株以上保有され、株主優待申請を期日までに完了された株主さま
※初回は2025年3月31日から2026年3月31日まで保有された方が対象です（3月31日基準）。
次回は2025年9月30日から2026年9月30日まで保有された方が対象となり（9月30日基準）、
3月31日、9月30日いずれかが基準日として適用されます。

スケジュール

■ 初回申請期日：2026年3月31日 ■ 初回進呈時期：2026年5月

2025年6月11日サイトOPEN予定

申請方法の詳細はこちら▶



<https://stn.mb.softbank.jp/X5u8H>

本通知に同封されているA4サイズのリーフレットにも詳細の記載がございます。

個人投資家向けホームページのご案内

個人投資家の皆さまに当社を知っていただくために、IRに関する様々な情報を紹介しています。

<https://www.softbank.jp/corp/ir/investor>



個人投資家向け説明会

個人投資家の皆さま向けに、全国の証券会社支店などにて会社説明会を実施しています。模様は当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

<https://www.softbank.jp/corp/ir/investor/briefings/>



株主優待に関するお問い合わせ先

ソフトバンク株主優待専用窓口
電話 0800-222-3069
(営業時間：10:00-18:00 年中無休)

株主総会に関するお問い合わせ先

ソフトバンク代表電話
電話 03-6889-2000
(営業時間：土日祝祭日等を除く平日9:00-17:45)

株式事務に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（通話料無料）
(受付時間：土日祝祭日等を除く平日9:00-17:00)

お問い合わせURL

<https://www.softbank.jp/corp/d/contact/>

本誌に掲載されている会社名、ロゴ、製品名、サービス名およびブランドなどは、当社または該当する各社の登録商標または商標です。QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

電子提供措置の開始日2025年6月2日

株主各位

第39回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

2025年6月2日

ソフトバンク株式会社

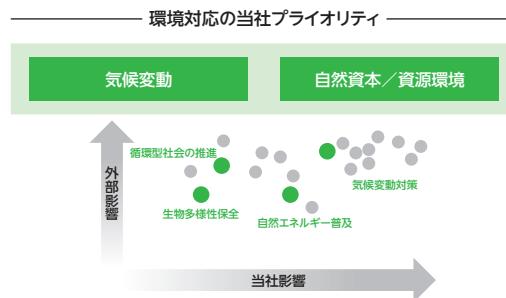
目次

ご参考 「ESG」	・・・	2頁
事業報告		
「会社の現況 新株予約権等の状況」	・・・	8頁
「会社の現況 会計監査人の状況」	・・・	9頁
「会社の現況 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」	・・・	10頁
連結持分変動計算書	・・・	14頁
株主資本等変動計算書	・・・	15頁
連結注記表	・・・	16頁
個別注記表	・・・	63頁

(ご参考) ESG

■ 地球環境問題への対応 (Environment)

当社は、事業を通して地球環境の維持・保全に積極的に取り組み、持続可能な社会の継続的發展に貢献します。



<気候変動対策への貢献>

当社は、自社の事業活動や電力消費などに伴い排出する温室効果ガス「Scope1」および「Scope2」を2030年までに実質ゼロにする「カーボンニュートラル2030」に加え、取引先などで排出される温室効果ガス「Scope3」も含めた事業活動に関係する全ての温室効果ガスの排出量（サプライチェーン排出量）を、2050年までに実質ゼロにする「ネットゼロ」をグループ企業全体で推進しています。「ネットゼロ」の目標は、国際的気候変動イニシアチブのSBTi (Science Based Targets initiative) によって、すでに認定されている短期目標に加え、科学的根拠に基づいた「SBT (Science Based Targets) ネットゼロ」の認定を取得しました。取り組みを推進する一環として、事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーにすることを目指す国際的なイニシアチブ「RE100」^(注1)に加盟しています。使用する電力については、長期の再生可能エネルギー調達契約を結び、2030年には全社で使用する電力の50%以上を追加性^(注2)のある再生可能エネルギーにすることと合わせて、将来的にその全てを再生可能エネルギーにすることで温室効果ガスの排出を削減、当社のカーボンニュートラルの達成と脱炭素社会の実現に貢献します。



- (注) 1. 国際的な環境NGOである「Climate Group」と「CDP」のパートナーシップのもと運営する国際的なイニシアチブ
2. 追加性 (additionality)：企業の選択した再生可能エネルギー調達方法が新たな再生可能エネルギー投資を促し再生可能エネルギー電源が普及すること

<TCFD提言への対応>

当社は、2020年4月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）^(注) 提言への賛同を表明しました。TCFDの提言に基づき、ガバナンスを強化し、TCFDが企業に推奨する「ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標」のフレームワークにそって、積極的な情報開示とその充実に努めていきます。

当社の気候変動に係るリスクと機会および温室効果ガス排出量等の環境負荷データについては、当社サステナビリティWEBページに掲載しています。

■TCFD提言に基づく情報開示

<https://www.softbank.jp/corp/sustainability/esg/environment/climate-change/tcdf/>



■TCFD提言に基づく情報開示

(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosures：2015年に金融安定理事会（FSB）により設立された、気候変動が事業に与えるリスクと機会の財務的影響に関する情報開示を企業に推奨する国際的イニシアチブ

<生物多様性の保全>

当社は、生物多様性保全の重要性を認識し、国際社会が目指す「ネイチャーポジティブの実現」を支持し、当社の事業活動が生態系に及ぼす影響を低減させることをマテリアリティ（重要課題）の一つと捉え、生物多様性・自然資本の保全に関わる取り組みを推進しています。



また、TNFD^(注1)に基づき、LEAPアプローチ^(注2)による生物多様性に関するリスクと機会の評価をさらに進め、積極的な情報開示に取り組んでいます。2026年度に開業を予定している北海道苫小牧市のデータセンターは、生物多様性の重要地域と認識しています。着工にあたり、着工予定地の生物調査を専門業者と実施しており、今後は自治体の生物多様性保全計画と協働し、地域のステークホルダーの皆さまと連携しながら生物多様性保全を意識した活動を検討していきます。

その他にも、社会インフラとして通信サービスを広域かつ安定的に提供するために、国立公園などの生物多様性の重要地域において、基地局などの通信設備をやむを得ず設置する場合があります。生物多様性保全の目標として、2020年度を基準年として、国および国際条約で定められた自然保護区などの生物多様性の重要地域に設置した基地局などの通信設備の2倍以上の面積に相当する森林保全活動を実施する目標を設定しています。2024年度は合計2,100m²に相当する植樹などの森林保全活動を実施しました。今後も活動を継続し、生物多様性の保全に貢献していきます。

- (注) 1. 自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) : 自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織
2. LEAPアプローチ: TNFDで示された自然関連リスクと機会の評価のための統合的な評価プロセス

<循環型社会の推進>

当社は、グローバルな通信事業者が加盟するGSMA (GSM Association) が定める再資源化目標での携帯電話新規販売台数におけるリサイクル端末回収台数20%以上と、回収端末台数の100%を非焼却処理にする目標に賛同しており、2024年3月時点で達成しています。

<自然エネルギー普及の取り組み>

当社と当社の100%子会社であるSBパワー(株)は、実質的に再生可能エネルギー比率100%かつCO₂排出量ゼロ^(注1)の家庭向け料金メニュー「自然でんき」を提供しています。あわせて、SBパワー(株)が「自然でんき」1契約につき50円/月を拠出し、森林保全団体への活動支援を行っています^(注2)。2024年度は「自然でんき」の提供を通じて、年間CO₂排出量約3.1万t-CO₂の削減効果を生み出しました。

- (注) 1. お客さまへ供給する電気に、太陽光発電や水力発電などの化石燃料を使用していない「非化石電源」からつくられた電気の環境価値を証書化したものを組み合わせることで、再生可能エネルギー比率100%かつCO₂排出量ゼロの電気の供給を実質的に実現します。実際にお客さまへ供給する電気が再生可能エネルギーであることを保証するものではありません
2. 経済産業省、環境省および農林水産省が運営する「J-クレジット」認証事業を行う団体への寄付

■ コーポレート・ガバナンス（Governance）

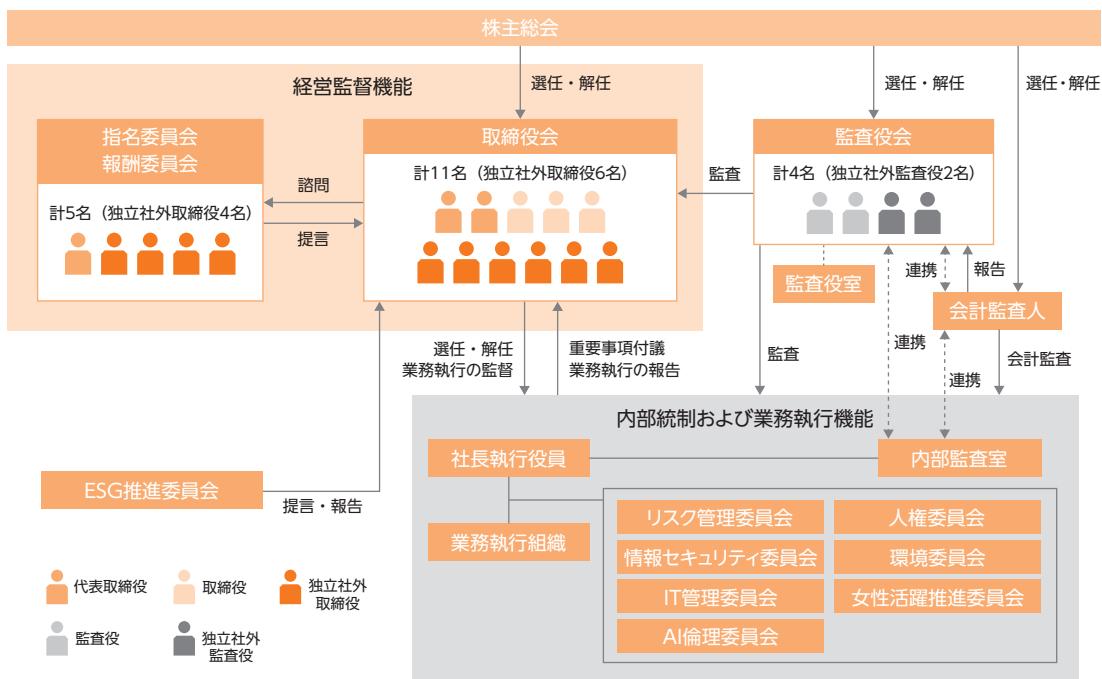
<基本的な考え方>

当社グループは、グループ共通の経営理念である「情報革命で人々を幸せに」という考え方の下、「世界に最も必要とされる会社」になるというビジョンの実現に向けて、これまで築き上げた国内での通信事業の基盤と、最先端のデジタルテクノロジーを活用した製品やサービスの提供により新しい社会基盤を作り、誰もが便利で、快適に、安全に過ごせる理想の社会の実現に取り組んでいます。

当社グループでは、このビジョンを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの実効性の確保が不可欠との認識を有しており、グループ内での基本思想や理念の浸透を図るとともに、グループ会社およびその役職員が遵守すべき各種規則等に基づき、グループ内のコーポレート・ガバナンスを強化しています。

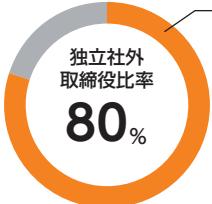
<当社のコーポレート・ガバナンス体制>

(2025年3月31日現在)



<経営監督を担う取締役会の諮問機関>

当社は、経営監督を担う取締役会の諮問機関として、任意の「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しており、各委員会の概要等は以下の通りです。なお、取締役会は各委員会の答申または提言を最大限尊重するものとしています。

指名委員会	委員長 堀場 厚（独立社外取締役）	2024年度開催回数 2回
<ul style="list-style-type: none"> ● 主な役割 取締役の選解任および代表取締役の指名に関する事項について審議のうえ、取締役会に提言 ● 2024年度の主な審議事項 取締役会の体制、取締役の選任、代表取締役の指名、取締役のスキルマトリックス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の構成 	
	 <p style="text-align: center;">独立社外 取締役比率 80%</p>	
	<p>独立社外取締役 4名 堀場 厚（委員長） 上釜 健宏 大木 一昭 越 直美</p> <p>社内取締役 1名 宮川 潤一 （代表取締役 社長執行役員 兼 CEO）</p>	

報酬委員会	委員長 堀場 厚（独立社外取締役）	2024年度開催回数 4回
<ul style="list-style-type: none"> ● 主な役割 取締役の報酬に関する事項について審議のうえ、取締役会に提言 ● 2024年度の主な審議事項 役職別報酬、業績連動指標、開示書類、個別報酬額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会の構成 	
	 <p style="text-align: center;">独立社外 取締役比率 80%</p>	
	<p>独立社外取締役 4名 堀場 厚（委員長） 上釜 健宏 大木 一昭 越 直美</p> <p>社内取締役 1名 宮川 潤一 （代表取締役 社長執行役員 兼 CEO）</p>	

- (注) 1. 各委員会の構成は、いずれも2025年3月末日現在のものです。
2. 特別委員会については、当社の取締役の過半数が独立社外取締役となったことにより、取締役会における少数株主保護の観点など、監督機能の抜本的な強化が見込まれることから、2024年6月20日付で廃止し、新たに「独立社外取締役会議」を実施する体制としています。「独立社外取締役会議」では、取締役会における少数株主の利益保護の観点を含む議論の一層の活性化を目的として、旧特別委員会同様、少数株主の利益保護の観点から事前検討を行うほか、全ての独立社外取締役が率直に意見交換をし、情報共有をする場として、取締役会の実効性の向上に寄与するよう運営を行います。なお、当事業年度における開催実績はいずれもありません。

■ ESG外部評価

当社は、ESGの取り組み推進において、国内外の機関から評価を受けています。これらの評価項目やその評価結果をもとに、これからも企業・事業活動の向上により一層取り組んでまいります。



「第6回日経SDGs経営大賞」で「大賞」を受賞



日本経済新聞社が主催する「第6回日経SDGs 経営大賞」において、最高評価である「大賞」を受賞しました。2年連続で大賞を受賞した企業はソフトバンクが初めてです。また、継続して高い評価を得ている企業を別途認定する「プラチムシート企業（第6回より導入）」にも選出されました。

「脱炭素経営ランキング GX500」2年連続 第1位

日本経済新聞社が有力企業500社の脱炭素の取り組みについてランク付けた「脱炭素経営ランキング GX500」の2024年版において、最も高い評価を獲得し、昨年に続き2年連続で第1位となりました。当社は、再生可能エネルギーの地産地消にむけ、2030年までに生成AI（人工知能）の普及で電力使用量が増えるデータセンターを全国24カ所以上に分散させる方針など、温暖化ガス（GHG）削減の具体策や情報開示が評価されています。

サステナビリティに関する評価（一部）

<p>Member of Dow Jones Sustainability Indices Powered by the S&P Global CSA</p> <p>[DJSI World] 3年連続選定</p>	<p>2024 CONSTITUENT MSCI JAPAN ESGパフォーマンスリーダーズ大賞</p> <p>MSCI ESG RATINGS AAA</p> <p>[MSCI]ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数 2年連続最高評価の [AAA] 獲得※</p>	<p>SX銘柄2025 初選定</p>	<p>FTSE4Good</p> <p>[FTSE4Good Index Series] 構成銘柄に選定</p>	<p>FTSE Blossom Japan</p> <p>[FTSE Blossom Japan Index] 構成銘柄に選定</p>	<p>FTSE Blossom Japan Sector Relative Index</p> <p>[FTSE Blossom Japan Sector Relative Index] 構成銘柄に選定</p>	<p>SCIENCE BASED TARGETS DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION</p> <p>「国際的気候変動 イニシアチブ」 SBT認定</p>
<p>DXグランプリ2025 Digital Transformation</p> <p>[DX銘柄2025] 5年連続選定 [DXグランプリ2025] に選定</p>	<p>Gomez ESG Web Awards 2024</p> <p>[Gomez ESGサイト ランキング2024] 最優秀企業選出</p>	<p>IRサイト 総合ランキング 金賞 2024年</p> <p>[Gomez IRサイト ランキング2024] 金賞</p>	<p>2024 日経アイアール 最優秀サイト 総合部門</p> <p>[2024年度 全上場企業 ホームページ充実度 ランキング] 最優秀サイト選出</p>	<p>Internet 最優秀賞 2024 Global Investor Recognition</p> <p>「大和インターネットIR 表彰2024」 最優秀賞選出</p>		

*Disclaimer
The inclusion of SoftBank Corp. in any MSCI Index, and the use of MSCI logos, trademarks, service marks or index names herein, do not constitute a sponsorship, endorsement or promotion of SoftBank Corp. by MSCI or any of its affiliates. The MSCI Index are the exclusive property of MSCI. MSCI and the MSCI Index names and logos are trademarks or service marks of MSCI or its affiliates.

健康経営/労働環境に関する評価（一部）

<p>NIKKEI Smart Work Awards 2025 テクノロジー活用力部門</p> <p>[日経スマートワーク経営調査] 5星 獲得 [日経Smart Work大賞2025] テクノロジー活用力部門賞受賞</p>	<p>健康経営優良法人 (GHC Investment by Nation) 4つ中1-500</p> <p>「健康経営優良法人 (大規模法人部門ホワイト500)」 7年連続選定</p>	<p>work with Pride Gold 2024</p> <p>「PRIDE指標」 ゴールド8年連続選定</p>	<p>ハタラクエール 2024 福利厚生推進法人 受賞</p> <p>「ハタラクエール 2024 福利厚生推進法人」 受賞</p>	<p>SPORTS YELL COMPANY 2025</p> <p>「スポーツエールカンパニー」 7年連続認定、 [シルバー] 認定</p>
--	--	---	--	--

事業報告

会社の現況

新株予約権等の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社の役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式 の種類および数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	ソフトバンク株式会社 2021年7月新株予約権 (2021年7月20日)	54,000個	普通株式 54,000,000株	150円	2023年4月1日から 2028年3月31日まで	4名

(注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数および行使価額を記載しています。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式 の種類および数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	交付者数
当社執行役員 および従業員	ソフトバンク株式会社 2024年7月新株予約権 (1円) (2024年7月19日)	3,839個	普通株式 3,839,000株	1円	2026年8月1日から 2031年7月31日まで	111名
当社執行役員 および従業員	ソフトバンク株式会社 2024年8月新株予約権 (2024年8月30日)	1,186,411個	普通株式 1,186,411,000株	211円	2027年4月1日から 2032年3月31日まで	20,448名
当社子会社の 取締役、執行 役員および従 業員		122,959個	普通株式 122,959,000株			4,312名

(注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数および行使価額を記載しています。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	586百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	4,176百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行時のコンフォートレター作成業務および非財務情報の信頼性確保に関する助言・指導業務等についての対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令の遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役および使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動規範を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、CCOは当社のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施する。
- ② コンプライアンスを所管する部署を置き、CCOの補佐を行う。
- ③ 各本部にコンプライアンス本部責任者およびコンプライアンス推進者を置きコンプライアンスの徹底を図る。
- ④ 取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン（コンプライアンス通報窓口）を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は、「内部通報規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑤ 監査役および監査役会は、法令および定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に求める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

- ① 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め機密度に応じて分類の上、保存・管理する。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ管理の責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を任命するとともに、各本部に情報セキュリティ責任者を置き、情報の保存および管理に関する体制を整備する。
- ③ CDO室を設置し、チーフ・データ・オフィサー（CDO）を任命するとともに、社内外データの管理・戦略的利活用の方針およびルールを整備し、通信の秘密・個人情報等の取扱いに関する社内管理体制を強化する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営におけるさまざまなリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備する。

- ① 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門は各部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に代表取締役等を委員とするリスク管理委員会

へ報告している。

- ② リスク管理委員会はリスク重要度およびリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定および実行される対応策の確認および促進を行うことで、リスクの低減および未然防止を図る。その上でリスク管理委員会の結果を定期的に取り締役に報告している。
 - ③ 緊急事態発生時においては、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害（損失）の極小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。
- ① 「取締役会規則」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
 - ② 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
 - ③ 取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
 - ④ 「組織管理規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にする。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、「ソフトバンク企業行動憲章」等に則り、グループの基本思想・理念を共有し、管理体制とコンプライアンスを強化するとともに、当社グループの取締役および使用人に、グループ共通の各種規則等を適用し、以下の体制を整備する。
- ① CCOは、当社グループのコンプライアンス体制を確立・強化し、コンプライアンスを実践するにあたり、当該活動が当社グループのコンプライアンスに関する基本方針に則したものとなるようグループ各社のCCOに対し助言・指導・命令を行う。また、当社グループの取締役および使用人からの報告・相談を受け付けるコンプライアンス通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は、「内部通報規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。
 - ② 当社情報セキュリティ管理の責任者であるCISOを長とし、グループ各社の情報セキュリティ管理の責任者を構成員とするグループセキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する動向や計画等について、報告や情報共有を行う。

- ③ グループ各社の代表者からの当社に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、当社グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
 - ④ 内部監査部門は、過去の監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断する当社およびグループ各社に対して監査を行う。
 - ⑤ 当社グループにおいてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、「リスク管理規程」に基づき、当社への即時報告を要請するとともに、状況に応じて当社とグループ各社にて連携を取り、被害（損失）の最小化を図る。
- (6) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、「反社会的勢力への対応に関する規程」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示している。反社会的勢力に関する社内の体制を整備し、責任部署を置いて全体管理を実施する。なお、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人の任命については監査役へ通知し、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るとともに、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、監査役または監査役会に対して遅滞なく、(ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに) 次の事項を報告する。
- ① コンプライアンス体制に関する事項およびコンプライアンス通報窓口利用状況
 - ② 財務に関する事項（財務報告および予算計画に対する実績状況を含む）
 - ③ 人事に関する事項（労務管理を含む）
 - ④ 情報セキュリティに関するリスク事項に対する職務の状況
 - ⑤ 大規模災害、ネットワーク障害等に対する職務の状況
 - ⑥ 内部統制の整備状況
 - ⑦ 外部不正調査に対する職務の状況
 - ⑧ 法令・定款違反事項
 - ⑨ 内部監査部門による監査結果
 - ⑩ その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役が必要と認められた場合、当社グループの取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設けている。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図るとともに、重要な会議に出席している。

- ② 当社は、監査役に報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けない体制を確保している。
- ③ 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、当社が負担している。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施しているほか、コンプライアンス体制の強化のための情報提供、必要に応じた助言等を継続的に実施している。また、当社および子会社の取締役・使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、当社のコンプライアンスの実効性確保に努めている。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っている。

(2) リスクに関する事項

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門は各部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取り締役に委員とするリスク管理委員会へ報告している。リスク管理委員会はリスク重要度およびリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定および実行される対応策の確認および促進を行うことでリスクの低減および未然防止を図っている。その上でリスク管理委員会の結果を定期的に取り締役に報告している。当社グループ各社においても各社でリスクの低減およびその未然防止を継続的に図っている。

情報管理については、不適切な情報管理および機密情報流出の未然防止に向けた啓発活動を実施するなど、継続的な取り組みを通じて情報管理体制の強化に努めている。

(3) 内部監査に関する事項

内部監査部門により、当社の法令および定款の遵守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、リスクが高いと判断する当社グループ各社への監査を継続して実施しており、監査結果を当社の代表取締役 社長執行役員のみならず、取締役会ならびに監査役および監査役会に対しても報告している。

(4) 取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規則」「稟議規程」「組織管理規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては十分に審議できる環境を確保している。

(5) 監査役の職務に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社および当社グループの取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して表示しています。

連結持分変動計算書 (2025年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2024年4月1日	214,394	736,052	1,475,775	△75,822
包括利益				
純利益	—	—	526,133	—
その他の包括利益	—	—	—	—
包括利益合計	—	—	526,133	—
所有者との取引額等				
剰余金の配当	—	—	△408,894	—
新株の発行	113,768	109,985	—	—
資本金から資本剰余金への振替	△100,000	100,000	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	△22,610	—	46,601
支配喪失による変動	—	4,831	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	△17	—	—
株式に基づく報酬取引	—	△1,050	—	—
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	—	—	1,941	—
その他	—	△124	△93	—
所有者との取引額等合計	13,768	191,015	△407,046	46,601
2025年3月31日	228,162	927,067	1,594,862	△29,221

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額	合計		
2024年4月1日	26,675	2,377,074	1,558,573	3,935,647
包括利益				
純利益	—	526,133	129,153	655,286
その他の包括利益	△1,974	△1,974	△24,241	△26,215
包括利益合計	△1,974	524,159	104,912	629,071
所有者との取引額等				
剰余金の配当	—	△408,894	△124,638	△533,532
新株の発行	—	223,753	—	223,753
資本金から資本剰余金への振替	—	—	—	—
自己株式の取得	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	23,991	—	23,991
支配喪失による変動	—	4,831	△12,034	△7,203
支配継続子会社に対する持分変動	—	△17	△4,931	△4,948
株式に基づく報酬取引	—	△1,050	—	△1,050
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	△1,941	—	—	—
その他	—	△217	△141	△358
所有者との取引額等合計	△1,941	△157,603	△141,744	△299,347
2025年3月31日	22,760	2,743,630	1,521,741	4,265,371

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計
		資 準 備 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計	益 金 計		
当 期 首 残 高	214,394	81,455	36,312	117,767	737,800	737,800	△75,822	994,139	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	113,768	113,769	—	113,769	—	—	—	227,537	
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△408,893	△408,893	—	△408,893	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	418,280	418,280	—	418,280	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△0	△0	
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△22,805	△22,805	—	—	46,601	23,797	
資本金からその他資本剰余金への振替	△100,000	—	100,000	100,000	—	—	—	—	
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△100,000	100,000	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 変 動 額 合 計	13,768	13,769	177,195	190,964	9,387	9,387	46,601	260,721	
当 期 末 残 高	228,162	95,224	213,507	308,731	747,187	747,187	△29,221	1,254,860	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	7,779	△1,622	6,157	9,522	1,009,818
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	227,537
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△408,893
当 期 純 利 益	—	—	—	—	418,280
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	23,797
資本金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,950	7,318	5,368	△1,319	4,049
当 期 変 動 額 合 計	△1,950	7,318	5,368	△1,319	264,770
当 期 末 残 高	5,829	5,696	11,525	8,203	1,274,588

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

なお、本連結注記表において、文脈上別異に解される場合または別段の記載がある場合を除き、以下の社名または略称は以下の意味を有します。

社名または略称	意味
当社	ソフトバンク(株) (単体)
当社グループ	ソフトバンク(株)および子会社
SBG	ソフトバンクグループ(株) (単体)

2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 229社
- (2) 主要な連結子会社の名称

Wireless City Planning(株)、SBパワー(株)、Cubic Telecom Ltd.、SB C&S(株)、Aホールディングス(株)、LINEヤフー(株)、アスクル(株)、(株)ZOZO、(株)一休、PayPay銀行(株)、Z中間グローバル(株)、LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.、LINE Financial Corporation、LINE Pay(株)、LINE Plus Corporation、PayPay(株)、PayPayカード(株)、SBペイメントサービス(株)

- (3) 新たに連結子会社となった主な会社の名称および新規連結の理由
該当事項はありません。
- (4) 連結の範囲から除外された主な会社の名称および連結除外の理由
該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 60社
- (2) 主要な持分法適用会社の名称
 (株) 出前館、Webtoon Entertainment Inc.、LINE Bank Taiwan Limited、LINE Man Corporation PTE.LTD
- (3) 新たに持分法適用会社となった主な会社の名称および持分法適用の理由
 該当事項はありません。
- (4) 持分法適用の範囲から除外された主な会社の名称および持分法除外の理由
 WeWork Japan合同会社 会社清算による

4. 会計方針に関する事項

- (1) 金融資産および金融負債の評価基準および評価方法

a. 金融商品

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」）および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下「FVTPLの金融負債」）を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」（以下「FVTOCIの負債性金融資産」）、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」（以下「FVTOCIの資本性金融資産」）、「FVTPLの金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産のうち特定の投資については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っており、「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

上記の「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」および「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合、「FVTPLの金融資産」に分類しています。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

(e) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく契約資産に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。当社グループは、期末日および各四半期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、IFRS第15号により生じた営業債権および契約資産について重大な金融要素を含まない場合には、単純化したアプローチで常に全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積もっています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額およびその後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(f) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

c. 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

非デリバティブ金融負債は、1つ以上の組込デリバティブを含む混合契約全体についてFVTPLの金融負債に指定した場合に、FVTPLの金融負債に分類します。当初認識後、FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しています。

d. デリバティブおよびヘッジ会計

(a) デリバティブ

当社グループは、為替レートおよび金利によるリスクをヘッジするため、先物為替予約および金利スワップなどのデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。ヘッジ指定していないデリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、ヘッジ指定していないデリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

(b) ヘッジ会計

当社グループは、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っています。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。

具体的には、以下の要件のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しています。

- i. ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ii. 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- iii. ヘッジ関係のヘッジ比率が、実際にヘッジしているヘッジ対象の量とヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするために使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

なお、ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要件に合致しなくなったとしても、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を調整しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しています。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

ヘッジ対象である予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、以前にその他の包括利益で認識したその他の包括利益累計額を振り替え、非金融資産または非金融負債の当初認識時の取得原価の測定に含めています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使された場合など、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ将来に向かってヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

(c) 組込デリバティブ

主契約である非デリバティブ金融資産に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、主契約から分離せず、混合契約全体を一体のものとして会計処理しています。

主契約である非デリバティブ金融負債に組み込まれているデリバティブ（組込デリバティブ）は、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連せず、組込デリバティブを含む金融商品全体がFVTPLの金融負債に分類されない場合には、組込デリバティブを主契約から分離し、独立したデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない場合には、混合契約全体をFVTPLの金融負債に指定し会計処理しています。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は、主として携帯端末およびアクセサリから構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含めています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販促活動や販売および配送に係る見積費用を控除して算定しています。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めています。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。土地および建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

建物及び構築物	
建物	20～50年
構築物	10～50年
建物附属設備	3～22年
通信設備	
無線設備、交換設備および	5～15年
その他のネットワーク設備	
通信用鉄塔	10～42年
その他	5～30年
器具備品	
リース携帯端末	2～3年
その他	2～20年

上記のうち、貸手のオペレーティング・リースの対象となっている主な資産は、リース携帯端末です。

資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

b. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。当社グループ内部で発生した研究開発費は、資産計上の要件を満たす開発活動に対する支出（自己創設無形資産）を除き、発生時に費用として認識しています。自己創設無形資産は当初認識時において、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除き、無形資産は各資産の見積耐用年数にわたって、定額法により償却を行っています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

ソフトウェア	5～10年
顧客基盤	8～25年
周波数関連費用	18年
その他	2～25年

周波数関連費用は、当社が割り当てを受けた周波数において、電波法に基づき当社が負担する金額であり、終了促進措置により既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生する費用等が含まれます。なお、耐用年数は過去の周波数利用実績に基づいて見積もっています。

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産は、償却は行わず、各連結会計年度の一定時期もしくは減損の兆候を識別したときに、その資産またはその資産が属する資金生成単位で減損テストを実施しています。

当社グループの耐用年数を確定できない無形資産の主なもの「ソフトバンク」ブランドに係る商標利用権、「Yahoo!」および「Yahoo! JAPAN」に関連する日本での商標権、「ZOZO」ブランドに係る商標権および「LINE」ブランドに係る商標権です。

なお、当社グループは無形資産のリース取引に対して、IFRS第16号を適用していません。

c. リース

当社グループは、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しています。また、リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間および行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を加えたものとしています。

(借手側)

(a) 使用権資産

使用権資産をリース開始日に認識しています。使用権資産は取得原価で当初測定を行っており、当該取得原価は、リース負債の当初測定金額、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したもの、発生した当初直接コスト、および原資産の解体および除去費用、原資産または原資産が設置された敷地の原状回復費用の見積りの合計で構成されています。

使用権資産は当初測定後、原資産の所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法を用いて減価償却しています。使用権資産の見積耐用年数は有形固定資産と同様の方法で決定しています。また、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

(b) リース負債

リース負債はリースの開始日に認識し、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しています。現在価値計算においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合、当該利率を割引率として使用し、そうでない場合は追加借入利率を使用しています。

リース負債の測定に含まれているリース料は、主に固定リース料、延長オプションの行使が合理的に確実である場合の延長期間のリース料、およびリース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合のリースの解約に対するペナルティの支払額で構成されています。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しています。その上で、指数またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、残価保証に基づいた支払金額の見積りに変更が生じた場合、または延長オプションや解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しています。

リース負債が再測定された場合には、リース負債の再測定金額を使用権資産の修正として認識しています。ただし、リース負債の再測定による負債の減少額が使用権資産の帳簿価額より大きい場合、使用権資産をゼロまで減額したあとの金額は純損益で認識します。

(貸手側)

(a) リースの分類

当社グループでは、リース契約開始時にリースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの判定を行っています。

リース取引は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、そうでない場合はオペレーティング・リース取引に分類しています。リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合やリース料の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。

(b) サブリースの分類

当社グループがサブリース契約の当事者である場合、ヘッドリース（借手側）とサブリース（貸手側）は別個に会計処理します。サブリースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに分類する際は、リース対象資産ではなく、当社グループがヘッドリースにおいて認識している使用权資産のリスクと経済価値や耐用年数などを検討します。

(c) 認識および測定

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しています。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分します。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は純損益として認識しています。

オペレーティング・リースによるリース料については、定額法により収益として認識しています。

(4) のれんの会計処理

当初認識時におけるのれんの測定は、「(10) 企業結合の会計処理」に記載しています。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは償却を行わず、配分した事業セグメント（資金生成単位グループ）に減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損については「(5) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」に記載しています。

関連会社または共同支配企業に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社グループ持分を超える金額は、のれんとして認識し、当該会社に対する投資の帳簿価額に含めています。

当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施していません。これに代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しています。

(5) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損

a. 有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損

当社グループでは、各報告期間の末日現在において、有形固定資産、使用権資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しています。

b. のれんの減損

当社グループでは、各報告期間の末日現在において、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される事業セグメント（資金生成単位グループ）に配分し、その事業セグメント（資金生成単位グループ）に減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損テストにおいて事業セグメント（資金生成単位グループ）に帰属する資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は事業セグメント（資金生成単位グループ）に配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に事業セグメント（資金生成単位グループ）におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しています。

当社グループは引当金として、主に資産除去債務および契約損失引当金を認識しています。

(7) 収益の認識基準

a. 収益

コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入、でんき収入からなります。

(a) モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社グループは契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入（以下「モバイルサービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社グループが代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社グループが契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社グループは、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、おおむね一カ月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、おおむね一カ月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、おおむね一カ月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、定量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社グループは代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

なお、契約資産は、連結財政状態計算書上、「その他の流動資産」に含めて表示しています。

(b) ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入（以下「ブロードバンドサービス収入」）と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

(c) でんき

でんきにおける収益は、「おうちでんき」を始めとする電力の売買・供給および売買の仲介サービスからなります。電力の供給（小売りサービス）は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

エンタープライズ事業

エンタープライズ事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

(a) モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社グループのモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(b) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(c) ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にデータセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング、機器販売等のサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

ディストリビューション事業

ディストリビューション事業における収益は、主に法人顧客向けのICT、クラウド、IoTソリューション等に対応したハードウェア、ソフトウェア、サービスなどの商材、個人顧客向けのモバイルアクセサリ、PCソフトウェア、IoTプロダクト等の商材の販売からなります。

ディストリビューション事業の収益は、顧客が物品等に対する支配を獲得したと考えられる顧客への引き渡し時点で収益として認識しています。

なお、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

メディア・EC事業

メディア・EC事業における収益は、主にメディア事業とコマース事業の収入からなります。

(a) メディア事業

メディア事業は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。主な収益は、検索広告、アカウント広告、ディスプレイ広告の収入により構成されます。

i. 検索広告

検索広告は、ウェブサイト閲覧者が検索広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

ii. アカウント広告

アカウント広告は、主にLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプから構成されます。LINE公式アカウントは、契約期間にわたりLINE公式アカウント登録利用の収益を認識しています。LINEスポンサードスタンプは、契約期間にわたり収益を認識しています。

iii. ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、ディスプレイ広告（予約型）およびディスプレイ広告（運用型）から構成されます。

ディスプレイ広告（予約型）は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

ディスプレイ広告（運用型）は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

LINE VOOM、LINE NEWSに掲載される広告は、契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で、収益を認識しています。

iv. その他

主に「LYPプレミアム」であり、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

(b) コマース事業

コマース事業は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供をしています。主な収益は、アスクルグループの物品販売サービス、「ZOZOTOWN」や「Yahoo!オークション」等のeコマース関連サービスの収入により構成されます。

i. アスクルグループの物品販売サービス

アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しています。

ii. 「ZOZOTOWN」

主に「ZOZOTOWN」内にテナント形式で出店する各ブランドの代理人として個人ユーザー向けに商品の受託販売を行っており、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で、商品取扱高に各手数料率を乗じた受託販売手数料を収益として認識しています。

iii. 「Yahoo!オークション」

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

ファイナンス事業

ファイナンス事業における収益は、主にQRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料、クレジット関連サービスから生じる加盟店手数料等の収益からなります。

QRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、商品等の販売取引の一時点において、顧客である加盟店が代金決済サービスの提供を受けたものと判断し、決済の完了時点で収益として認識しています。

クレジットカード関連サービスのうち、代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、履行義務が充足されるカード利用時に収益として認識しています。また、カード会員へのリボルビング払い、分割払いおよびキャッシングサービスの提供により生じる手数料は、IFRS第9号「金融商品」に基づき、その利息の帰属する期間にわたり収益を認識しています。

b. 契約コスト

当社グループは、契約者との通信契約を獲得しなければ発生しなかったコストについて、回収が見込まれるものを契約獲得コストに係る資産として認識しています。当社において、資産計上される契約獲得コストは、主に代理店が契約者との間で、当社と契約者との間の通信契約の獲得および更新を行った場合に支払う販売手数料です。

また、当社グループは、契約者との契約を履行する際に発生したコストが、当該契約または具体的に特定できる契約に直接関連し、将来において履行義務の充足に使用される資源を創出または増価し、かつ、回収が見込まれるものを契約履行コストに係る資産として認識しています。当社において、資産計上される契約履行コストは、主に「SoftBank 光」サービス提供前に発生する設定関連費用です。

契約獲得コストは、当該コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間（主に2～4年）にわたって、定額法により償却しています。また、各報告期間の末日現在において、資産化した契約獲得コストに対する減損の評価を実施しています。契約履行コストは、当該コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間（主として4年）にわたって、定額法により償却しています。また、各報告期間の末日現在において、資産化した契約履行コストに対する減損の評価を実施しています。

なお、当社グループでは、IFRS第15号における実務上の便法を適用し、契約獲得コストの償却期間が1年以内である場合には、契約獲得コストを発生時に費用として認識しています。

(8) 法人所得税

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、およびその他の包括利益または直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しています。

当期税金は税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定または実質的に制定されている税率および税法を使用しています。

繰延税金は、連結計算書類における資産および負債の帳簿価額と課税所得計算に用いられた税務上対応する金額との差額のうち、将来支払または回収可能と見込まれる税金であり、資産負債法によって会計処理しています。繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しています。また、繰延税金資産は期末日に回収可能性の見直しを実施しています。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産および負債の当初認識から生じる一時差異については認識していません。

子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な将来に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異が使用できる課税所得の生じる可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識しています。

繰延税金負債は、以下の一時差異を除き、原則として将来加算一時差異について認識しています。

- ・ 企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産および負債の当初認識から生じる一時差異
- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および繰延税金負債は、期末日に制定または実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現されるまたは負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産および繰延税金負債は、当期税金資産および負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しています。

当社グループは、IAS第12号（改訂）の一時的な救済措置に従い、第2の柱モデルルール法人所得税に係る繰延税金資産および繰延税金負債に関する認識および情報の開示に対する例外規定を適用しています。

(9) 外貨換算

a. 外貨建取引

グループ各社の財務諸表は、その企業の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は取引日の為替レートを用いて換算しています。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、公正価値を測定した日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産から生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）は、期末日の為替レートにより日本円に換算しています。

収益および費用については、期中平均為替レートを用いて日本円に換算しています。ただし、取引日の為替レートによる換算の結果と近似しない場合には、取引日の為替レートを用いて換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の包括利益累計額に累積しています。

在外営業活動体について、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識しています。

(10) 企業結合の会計処理

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引き受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループの制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を公正価値、または当社グループで認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、当社グループがその持分を処分した場合と同じ方法で会計処理しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としています。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しています。

(11) 政府補助金

政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られたときに認識しています。収益に関する政府補助金は、補助金により保証される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しています。純損益として認識された補助金については、関連する費用から控除しています。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しています。

(会計方針の変更に関する注記)

新たな基準書および解釈指針の適用

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しています。

基準書	基準名	改訂の概要
IAS第1号 (改訂)	財務諸表の表示 (2022年10月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ・負債の流動又は非流動への分類の明確化 ・特約条項付きの長期債務に関する情報の開示を要求する改訂
IAS第7号 IFRS第7号 (改訂)	キャッシュ・フロー 計算書 金融商品：開示 (2023年5月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤー・ファイナンス契約の透明性を増進させるための開示を要求する改訂

上記の基準書の適用が、当連結会計年度の連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

翌連結会計年度中に資産および負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の通りです。

1. 企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値測定ならびに減損に係る見積り

企業結合により取得した無形資産およびのれんは、支配獲得日における公正価値で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断および見積りが、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産（顧客基盤や商標権など）およびのれんは、見積将来キャッシュ・フロー、割引率、既存顧客の逓減率、対象商標権から生み出される将来売上予想やロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

また、無形資産およびのれんの減損を判断する際に、資金生成単位の回収可能価額の見積りが必要となりますが、減損テストで用いる回収可能価額は、資産の耐用年数、資金生成単位により生じることが予想される見積将来キャッシュ・フロー、市場成長率見込、市場占有率見込および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値に関連する内容については「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (10) 企業結合の会計処理、(企業結合に関する注記)」に記載しています。無形資産およびのれんの減損に関連する内容については「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

2. 有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積り

有形固定資産および無形資産は、当社グループの総資産に対する重要な構成要素です。見積りおよび仮定は、資産の帳簿価額および減価償却費または償却費に重要な影響を及ぼす可能性があります。

資産の減価償却費は、耐用年数の見積りおよび残存価額（有形固定資産の場合）を用いて算出されます。資産の耐用年数および残存価額は、資産を取得または創出した時点で見積りを行い、その後、各連結会計年度末に見直しを行います。資産の耐用年数および残存価額の変更は、連結財政状態計算書および連結損益計算書に対して重要な調整を必要とする可能性があります。経営者は、資産を取得または創出した時点ならびに見直し時に、同種資産に対する経験に基づき、予想される技術上の変化、除却時の見積費用、当該資産の利用可能見込期間、既存顧客の遁減率、当該資産から得られると見込まれる生産高またはこれに類似する単位数および資産の耐用年数に制約を与える契約上の取決めなどの関連する要素を勘案して、当該資産の耐用年数および残存価額を決定しています。

有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積りに関連する内容については「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法」をご参照ください。

3. 金融商品の公正価値の測定方法

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容については、「(金融商品に関する注記) 2. 金融商品の公正価値等および公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項 (1) 公正価値ヒエラルキー、(2) 経常的に公正価値で測定する金融商品、(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定」をご参照ください。

4. 契約獲得コストの償却期間の見積り

当社グループは、契約獲得コストについて、契約獲得コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間（すなわち、契約獲得コストの償却期間）にわたって、定額法により償却しています。契約獲得コストの償却期間は、契約条件および過去の実績データなどに基づいた解約率や機種変更までの予想期間などの関連する要素を勘案して決定しています。契約獲得コストの償却期間の変更は、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

契約獲得コストに関連する内容については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

4. 会計方針に関する事項 (7) 収益の認識基準 b. 契約コスト」をご参照ください。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に提供している資産等

(1) 担保に提供している資産

銀行事業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として銀行事業の有価証券249,056百万円を差し入れています。

(2) その他

a. 売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引による所有権留保資産

セール・アンド・リースバック取引を行った結果、売却として会計処理していないため、当社グループが引き続き有形固定資産として計上しているものの、貸手に所有権が留保されている資産は、以下の通りです。

(単位：百万円)

有形固定資産	743,783
--------	---------

これらの所有権が留保されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

(単位：百万円)

有利子負債	
1年内返済予定の長期借入金	214,420
長期借入金	380,051
合計	<u>594,471</u>

b. 無形資産のリース契約による資産

IFRS第16号を適用していない無形資産のリース契約により取得した資産であるため、当社グループが譲渡、転貸または担保に供することが制限されている資産は、以下の通りです。

(単位：百万円)

無形資産	261,046
------	---------

これらの所有権が留保されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

(単位：百万円)

有利子負債	
1年内返済予定の長期借入金	94,774
長期借入金	138,518
合計	<u>233,292</u>

c. 日本銀行への預け金

銀行事業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額（法定準備預金額）を日本銀行に預け入れる義務があります。当連結会計年度末の現金及び現金同等物のうち212,258百万円は銀行事業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

	(単位：百万円)
営業債権及びその他の債権	26,692
その他の流動資産	0
その他の金融資産（流動）	3,134
その他の金融資産（非流動）	58,891
合計	<u>88,717</u>

3. 資産に係る減価償却累計額

	(単位：百万円)
有形固定資産の減価償却累計額	3,412,902
使用権資産の減価償却累計額	441,251

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

4. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出コミットメントの総額および貸出未実行残高は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
貸出コミットメントの総額	11,242,877
貸出実行残高	1,271,749
未実行残高	<u>9,971,128</u>

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

(2) 保証債務

当社グループは、債務保証を以下の通り行っています。

	(単位：百万円)
保証契約の総額	5,983
保証残高	5,983

(3) 訴訟

当社グループは、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について以下の訴訟を含め合理的に見積ることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社グループは、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社グループの財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株) (以下「JPiT」) を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（5次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

- b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および㈱野村総合研究所（以下「NRI」）を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社およびJPiTは当該判決を不服として、東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21日に同裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等65百万円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTの請求をすべて棄却する判決がありました。

当社およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っています。

5. 財務制限条項等の特約条項

(1) 当社の有利子負債に付されている財務制限条項等の特約条項

当社の有利子負債には財務制限条項等の特約条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。
(a) ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット (b) ÷ 調整後EBITDA (c)
(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。
(c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(2) LINEヤフー(株)の有利子負債に付されている財務制限条項等の特約条項

当社の子会社であるLINEヤフー(株)の有利子負債には財務制限条項等の特約条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・各決算期における決算期の各末日時点における同社の指定国際会計基準の貸借対照表に表示される純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における決算期の各末日時点における同社の指定国際会計基準の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における同社の指定国際会計基準の損益計算書に表示される営業損益または当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益または当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。

・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における同社のネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値以下であること。

(a) ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット (b) ÷ 調整後EBITDA (c)

(b) 同社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、PayPay銀行(株)の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。

(c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(連結損益計算書に関する注記)

その他の営業収益およびその他の営業費用

その他の営業収益およびその他の営業費用の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

その他の営業収益	
子会社の支配喪失に伴う利益	43,195
その他の営業費用	
減損損失	△13,822

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (千株)	4,756,201	42,995,290	—	47,751,491
第1回社債型 種類株式 (千株)	30,000	—	—	30,000
第2回社債型 種類株式 (千株)	—	25,000	—	25,000

(注) 発行済株式の増加は、主に2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行ったことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社

2024年5月17日取締役会

株式の種類

普通株式

配当金の総額

202,461百万円

1株当たり配当額

43.00円

基準日

2024年3月31日

効力発生日

2024年6月6日

配当の原資

利益剰余金

2024年5月17日取締役会

株式の種類

第1回社債型種類株式

配当金の総額

1,246百万円

1株当たり配当額

41.53円

基準日

2024年3月31日

効力発生日

2024年6月6日

配当の原資

利益剰余金

2024年10月21日取締役会

株式の種類	普通株式
配当金の総額	203,687百万円
1株当たり配当額	43.00円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月6日
配当の原資	利益剰余金

2024年10月21日取締役会

株式の種類	第1回社債型種類株式
配当金の総額	1,500百万円
1株当たり配当額	50.00円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月6日
配当の原資	利益剰余金

(注1) 第1回社債型種類株式の配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その直前連結会計年度の末日の2営業日前の日（年率基準日）における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。

(注2) 2024年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、1年を366日とする日割計算となります。

(注3) 1株当たり配当額については、株式分割前の金額を記載しています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月20日開催の取締役会において次の通り決議を予定しています。

当社

2025年5月20日取締役会

株式の種類	普通株式
配当金の総額	204,539百万円
1株当たり配当額	4.30円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月12日
配当の原資	利益剰余金

2025年5月20日取締役会

株式の種類	第1回社債型種類株式
配当金の総額	1,500百万円
1株当たり配当額	50.00円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月12日
配当の原資	利益剰余金

2025年5月20日取締役会

株式の種類	第2回社債型種類株式
配当金の総額	3,156百万円
1株当たり配当額	126.24円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月12日
配当の原資	利益剰余金

(注1) 第1回社債型種類株式の配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。

(注2) 第2回社債型種類株式の配当年率は、2030年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は3.200%、2030年4月1日以降、2050年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に2.960%、2050年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.710%を加えた率とします。

(注3) 1株当たり配当額については、株式分割後の金額を記載しています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	296,658,000株
------	--------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業展開の多角化を進めており、事業環境、金融市場環境による影響を受け、さまざまな財務上のリスク（信用リスク、市場リスクおよび流動性リスク）が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

なお、当社におけるデリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、実需に限定し、定められた取引執行手続を経た上で実行しています。

(1) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手方が契約上の債務に対して債務不履行になり、当社グループの財務上の損失が発生するリスクです。

当社グループは、事業を営む上で、営業債権およびその他の債権、契約資産およびその他の金融資産（預金、株式、債券およびデリバティブ）、投資有価証券および銀行事業の有価証券において、取引先の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。

銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券および信託受益権が含まれており、債券は主に発行体の信用リスク、信託受益権は原資産の信用リスクに晒されています。

FVTOCIの資本性金融資産は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、発行体である取引先の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は代理店向け債権のほか、顧客向けの通信用料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ代理店および顧客の信用リスクに晒されています。代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。また、顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客ごとの利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額および貸出コミットメントは、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、保有する担保の評価およびその他の信用補完は考慮していません。

IFRS第15号により生じた営業債権および契約資産について重大な金融要素を含まない場合には、単純化したアプローチで常に全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権、契約資産以外の債権および貸出コミットメント等については、信用リスクの著しい増大を評価の上、将来の予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたって、取引先の期日経過情報や経営成績の悪化、外部信用格付等を考慮しています。営業債権、契約資産以外の債権および貸出コミットメント等は、原則として12カ月の予想信用損失と同額で測定していますが、信用リスクが当初認識時点より著しく増大した場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

当社グループは、金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響を与える以下のような債務不履行の事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権等ごとに予想信用損失を測定しています。金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて集学的評価により検討しています。

- ・発行体または債務者の重大な財政的困難
- ・利息または元本の支払不履行または遅延などの契約違反
- ・債務者の破産または財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと

(2) 市場リスク

a. 為替リスク

当社グループは、外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

b. 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で、上場株式など活発な市場で取引される資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。相互の事業拡大や取引関係の強化を目的に取得したものであり、短期で売買することを目的に保有していません。当社グループは、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行い、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しています。

c. 金利リスク

当社グループは、有利子負債による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利の上昇により支払利息が増加するリスクに晒されています。当社グループは、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、一部の変動金利の借入金については金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップ取引を利用しています。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングを行っています。

(3) 流動性リスク

当社グループは、買掛金、未払金、借入金およびリース負債などの債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されています。

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債発行や債権流動化等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、資金の運用については、主に短期的な預金などにより運用しています。

また、当社グループは、流動性資金およびキャッシュ・フローの予算と実績について継続的にモニタリングしています。

2. 金融商品の公正価値等および公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものとして認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

(2) 経常的に公正価値で測定する金融商品

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
株式	34,292	—	96,270	130,562
債券	4,639	96,103	17,374	118,116
信託受益権	—	—	156,392	156,392
デリバティブ金融資産	228	14,725	—	14,953
その他(注)	132,512	800	104,916	238,228
合計	171,671	111,628	374,952	658,251
金融負債				
デリバティブ金融負債	102	3,729	12,577	16,408
その他	—	—	8,550	8,550
合計	102	3,729	21,127	24,958

(注) 上表の金融資産の「その他」には、主に上場投資信託や投資事業有限責任組合等への投資が含まれています。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 株式

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似企業比較法、割引キャッシュ・フロー法および取引事例法等の適切な評価技法を使用して測定しています。測定に使用する相場価格や割引率などのインプットのうち、すべての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。レベル3に分類した金融資産の公正価値を算定するための重要な観察可能でないインプットとして、類似企業の収益倍率等の評価倍率、ならびに資本コストや永久成長率を使用しています。

b. 債券および信託受益権

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、主に売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・

フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。

c. デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似契約の相場価格または契約を締結している金融機関から提示された価格に基づいて測定しているほか、割引キャッシュ・フロー法またはブラック・ショールズモデル等の評価技法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。なお、レベル3に分類した金融負債の公正価値を算定するための重要な観察可能でないインプットとして、類似企業の収益倍率、ならびに資本コスト等を使用しています。

(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

a. 公正価値の評価技法およびインプット

株式

主に割引キャッシュ・フロー法や取引事例法等の評価技法で公正価値を算定しています。割引キャッシュ・フロー法の重要な観察可能でないインプットは主に資本コストと、継続価値算定のための類似企業の収益倍率等の評価倍率です。

b. 感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、資本コストが上昇（低下）した場合は、株式の公正価値が減少（増加）します。一方、収益倍率等の評価倍率が上昇（低下）した場合は、株式の公正価値は増加（減少）します。

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

c. 評価プロセス

当社グループの財務および経理部門の担当者は、社内規程に基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。また、測定に高度な知識および経験を必要とする金融商品で、その金融商品が金額的に重要である場合には、公正価値測定に外部の評価専門家を利用しています。各四半期末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は外部専門家の評価結果を含めて、各部門の責任者が公正価値の増減分析結果などのレビューと承認を行っています。

d. レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下の通りです。

金融資産					(単位：百万円)
	株式	債券	信託受益権	その他	
2024年4月1日	109,860	2,352	123,992	108,868	
利得または損失					
純損益（注）	△13,633	4,082	—	△6,713	
その他の包括利益	△7,894	△78	△1,631	5,071	
購入	22,608	4,091	62,761	9,071	
売却	△12,541	△1,500	△28,730	△6,484	
連結範囲の異動による変動	△2,017	△548	—	△5,101	
その他	△113	8,975	—	204	
2025年3月31日	96,270	17,374	156,392	104,916	

金融負債 (単位：百万円)

	デリバティブ 金融負債	その他
2024年4月1日	—	23,164
利得または損失		
純損益（注）	12,577	315
連結範囲の異動による変動	—	△14,929
2025年3月31日	12,577	8,550

(注) 上表の「純損益」に認識した利得または損失は、連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含めています。

(4) 経常的に公正価値評価しない金融商品

経常的に公正価値評価しない金融負債の帳簿価額および公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、下表には含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有利子負債（非流動）					
長期借入金	2,429,362	—	1,431,064	1,001,408	2,432,472
社債	1,247,664	—	1,210,795	—	1,210,795

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 長期借入金

1年内返済予定を除く変動金利付の長期借入金の公正価値は、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル2に分類しています。

1年内返済予定を除く固定金利付の長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く無形資産のリース取引に伴い発生した長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引に係る長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

b. 社債（1年内償還予定除く）

1年内償還予定を除く社債の公正価値は、売買参考統計値等の観察可能な活発でない市場における同一銘柄の相場価格により測定しており、レベル2に分類しています。

(5) 有利子負債および銀行事業の預金の期日別残高

有利子負債および銀行事業の預金の期日別残高は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	帳簿 残高	期日別 残高合計	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有利子負債								
短期借入金	353,233	353,233	353,233	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	108,000	108,000	108,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	3,240,809	3,258,938	814,844	793,153	699,359	502,466	214,295	234,821
社債 (1年内償還予定含む)	1,467,656	1,471,000	220,000	230,000	280,000	160,000	140,000	441,000
リース負債	792,363	792,363	153,782	128,631	105,657	88,593	75,862	239,838
割賦購入による未払金	91	91	70	17	4	—	—	—
銀行事業の預金 (注)	1,810,852	1,810,852	1,795,965	3,528	4,051	694	1,745	4,869
合計	7,773,004	7,794,477	3,445,894	1,155,329	1,089,071	751,753	431,902	920,528

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には1,658,539百万円の要求払預金を含みます。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり親会社所有者帰属持分 (注1) 50円 96銭
- 2 基本的1株当たり純利益 (注2) (注3) 10円 99銭

(注1) 1株当たり親会社所有者帰属持分に使用する親会社所有者帰属持分は、「親会社の所有者に帰属する持分」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注2) 基本的1株当たり純利益に使用する純利益は、「親会社の所有者に帰属する純利益」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注3) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり純利益」を算定しています。

(企業結合に関する注記)

Cubic Telecom Ltd.の取得

(企業結合にかかる暫定的な会計処理の確定)

2024年3月6日に行われたCubic Telecom Ltd.との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において、取得対価の配分が完了しました。当初の暫定的な金額と最終的な金額の間に重要な変動はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

売上高の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
コンシューマ (注4)	
サービス売上	
モバイル	1,555,584
ブロードバンド	408,247
でんき	255,694
物販等売上	713,862
小計	2,933,387
エンタープライズ (注4)	
モバイル (注3)	299,314
固定	162,715
ソリューション等 (注3)	426,131
小計	888,160
ディストリビューション	705,700
メディア・EC	
メディア (注4)	703,881
コマース (注4)	844,232
戦略	97,785
その他	4,048
小計	1,649,946
ファイナンス	255,887
その他 (注4)	111,269
合計	6,544,349

(注1) 売上高の内訳は、外部顧客への売上高を表示しています。

(注2) 売上高の内訳には、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」以外のその他の源泉（主にファイナンスに含まれるPayPayカード(株)の金融事業およびエンタープライズのリース取引）から生じる売上高が含まれており、202,785百万円です。

(注3) エンタープライズのモバイルおよびソリューション等には、サービス売上および物販等売上が含まれています。サービス売上は559,582百万円、物販等売上は165,864百万円です。

(注4) 当連結会計年度において、「コンシューマ」に区分されていた一部の子会社を「その他」に移管しました。また、「エンタープライズ」の管理区分を見直し、「エンタープライズ」および「その他」の一部サービスについて管理区分間で移管を行い、さらに、グループシナジー強化を目的として、SBテクノロジー(株)およびサイバートラスト(株)等を「その他」から「エンタープライズ」に移管しました。また、「メディア・EC」の管理区分を見直し、「メディア」に区分されていた一部のサービスを「コマース」に移管しました。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕 4. 会計方針に関する事項 (7) 収益の認識基準」に記載の通りです。

3. 残存履行義務に配分された取引価格

(1) 契約残高

契約残高の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年4月1日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権	962,577	993,360
契約資産	22,000	18,185
合計	984,577	1,011,545
契約負債	190,571	202,955

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であり（当該権利について、時の経過以外の条件が残っているもの）、主に、以下のものが含まれています。

- ・各種キャンペーンにおいて、取引価格の減額として取引価格の合計に含めている金額があります。当該取引価格の合計を各履行義務へ配分して、各履行義務の充足と交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、債権を除く金額を契約資産として認識しています。

契約負債は、当社グループが顧客に財またはサービスを移転する義務のうち、当社グループが顧客からすでに対価を受け取っているものであり、主に、以下のものが含まれています。

- ・新規契約時および機種変更時に顧客から受領する契約事務手数料収入および機種変更手数料収入は契約負債として認識しています。
- ・サービスの対価として、顧客からすでに受け取っている前受金等を契約負債として認識しています。

なお、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、95,628百万円です。

また、顧客との契約から生じた債権について認識した減損損失は、14,380百万円です。

(2) 未充足の履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末における未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、142,368百万円です。当該履行義務の主なものは、法人事業のモバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービスから生じており、主に3年程度で認識されると見込まれています。

なお、当社グループは、IFRS第15号第121項における実務上の便法を使用し、以下の残存履行義務に関する取引価格を含めていません。

- ・ 予想される残存期間が1年以内である契約の取引価格
- ・ 従量課金などのサービス提供量に直接対応する金額で顧客から対価を受ける契約の取引価格

(重要な後発事象に関する注記)

LINE Bank Taiwan Limitedへの増資による子会社化

1. 取引の概要

当社の子会社であるLINEヤフー(株)（以下、「LY」）は、LYの子会社であるLINE Financial Taiwan Limited（以下、「LFT」）を通じて、LYの持分法適用会社であるLINE Bank Taiwan Limited（以下、「LBT」）に対して27億4,500万台湾ドルの増資を行い、274,500千株の普通株式を追加取得することを2025年4月10日に決定しました。

この増資は、LBTが台湾で運営する銀行サービス「LINE Bank」におけるサービスの推進および当社グループとの更なる連携強化を目的として実施され、増資の完了日は2025年6月中を予定しています。

なお、増資の完了日をもって、LFTが所有するLBTの普通株式数は1,023,000千株、議決権所有割合は51.2%となり、過半数を上回ることから、LYはLBTに対する支配を獲得し、LBTは新たに当社グループの子会社となる予定です。

2. 被取得企業の概要

名称	LINE Bank Taiwan Limited
事業内容	インターネット専業銀行

3. 支配獲得日

2025年6月（予定）

本件が当社グループに与える影響につきましては、現在精査中となります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(3) 長期前払費用

均等償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度末に負担すべき金額を計上しています。

(4) 契約損失引当金

顧客との契約の履行に伴い発生する将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2024年9月13日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

① コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社は契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入(以下「モバイルサービス収入」と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益(以下「携帯端末売上」)は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの(以下「間接販売」)と、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの(以下「直接販売」)からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社は、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、おおむね一カ月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、おおむね一カ月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、おおむね一カ月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、定量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社は代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

b. ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入（以下「ブロードバンドサービス収入」）と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

② エンタープライズ事業

エンタープライズ事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社のモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

c. ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にデータセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング、機器販売等のサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

金利スワップ

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、「その他の固定負債」に含めていた「長期未払金」（前事業年度1,275百万円）は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しています。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に会計上の見積りにより計上した資産および負債のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りです。

関係会社株式の減損に係る見積り

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式の時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。資産等の時価ならびに発行会社の超過収益力は、発行会社が生み出す見積将来キャッシュ・フローや成長率および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の減損に係る見積りに関連する金額については、「(金融商品に関する注記) 2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社は、子会社等の間に貸出コミットメント契約を締結しています。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。

貸出コミットメントの総額	163,305百万円
貸出実行残高	51,303
未実行残高	112,002

(2) 訴訟

当社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について以下の訴訟を含め合理的に見積ることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（5次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社およびNRIを共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社およびJPiTは当該判決を不服として東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21

日に同裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等65百万円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTの請求をすべて棄却する判決がありました。

当社およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っています。

2. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

3,364百万円

3. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は268百万円です。

4. 財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。

(a) ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット (b) ÷ 調整後EBITDA (c)

(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。

(c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

5. 関係会社金銭債権債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権債務は次の通りです。

長期金銭債権	1,064百万円
長期金銭債務	30,183
短期金銭債権	84,038
短期金銭債務	242,736

6. 取締役に対する金銭債権債務

取締役に対する金銭債権債務は次の通りです。

金銭債権	20,680百万円
------	-----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	76,701百万円
営業費用	407,242
営業取引以外の取引	94,823

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	184,234千株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

非適格現物出資	88,123百万円
未払金および未払費用	37,764
投資有価証券評価損	31,009
貸倒引当金	19,761
資産除去債務	17,847
減価償却資産	14,376
契約負債およびその他流動負債	13,452
賞与引当金	11,334
棚卸資産等	6,477
未払事業税	3,681
その他	20,054
繰延税金資産小計	263,878
評価性引当額	△121,251
繰延税金資産合計	142,627
繰延税金負債との相殺	△28,554
繰延税金資産の純額	114,073

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△7,959百万円
リース投資資産	△5,373
返品資産	△4,714
その他有価証券評価差額	△3,647
その他	△6,861
繰延税金負債合計	△28,554
繰延税金資産との相殺	28,554
繰延税金負債の純額	—

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	446,374百万円
空中線設備	172,728
端末設備	81
市内線路設備	477
市外線路設備	2,277
土木設備	4,717
建物	26,064
構築物	2,642
機械及び装置	21
車両	44
工具、器具及び備品	3,032
ソフトウェア	178,657
合計	837,114

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーや社債の発行、債権流動化およびセール・アンド・リースバック取引による資金調達を行っています。これらの資金調達は、主に設備投資を目的としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジー効果の創出を目的とする企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されています。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客ごとの利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

短期貸付金は、主に当社の子会社であるSB C&S(株)、(株)IDCフロンティアへの貸付金です。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日です。

短期借入金は、主に当社の子会社である(株)IDCフロンティアからの借入および、自己信託を活用した債権流動化や合同運用指定金銭信託による資金調達です。また、1年以内に期限到来の固定負債および長期借入金は、主に当社の子会社であるSBペイメントサービス(株)からの借入および金融機関からの借入金であり、社債およびコマーシャル・ペーパーは資本市場からの資金調達です。

デリバティブ取引は、変動金利の長期借入金に係る金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るための金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。(注3)をご参照ください。) また、現金は注記を省略しており、短期間で決済されるものについては時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	17,155	17,155	-
(2) 関係会社株式			
子会社株式	2,021	1,480	△541
(3) 売掛金	938,953		
貸倒引当金（流動資産）(* 1)	△38,754		
	900,199	900,199	-
(4) 預け金	46,600	46,600	
資産計	965,975	965,434	△541
(5) 社債	876,000	846,954	△29,046
(6) 長期借入金	962,409	962,115	△294
(7) リース債務（固定負債）	412,749	407,525	△5,224
(8) 1年以内に期限到来の固定負債	310,986	310,986	-
(9) リース債務（流動負債）	237,222	237,222	-
(10) 預り金	174,520	174,520	-
負債計	2,973,886	2,939,322	△34,564
(11) デリバティブ取引(* 2)	9,767	9,767	-

(* 1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した時価

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した時価

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 投資有価証券、(2) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の時価は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。

(3) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行っており、レベル2の時価に分類しています。割賦債権の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。割賦債権を除く売掛金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。割賦債権を除く売掛金の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 預け金

預け金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。満期のない預け金の時価は、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債

社債の時価については、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の長期借入金はレベル2の時価、固定金利付の長期借入金はレベル3の時価に分類しています。

(7) リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。

(8) 1年以内に期限到来の固定負債

1年以内に期限到来の固定負債の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の固定負債はレベル2の時価、固定金利付の固定負債はレベル3の時価に分類しています。1年以内に期限到来の固定負債の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(9) リース債務（流動負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。リース債務（流動負債）の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(10) 預り金

預り金の時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。要求払いの預り金の時価は、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

(注2) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価（*1）
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	570,000	485,000	9,767

(*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	10,575
関係会社株式	
子会社株式	
非上場株式	1,214,091
関連会社株式	
非上場株式	18,673
その他	46,000

これらについては、「(1) 投資有価証券」、「(2) 関係会社株式」には含めていません。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、その他に含めており、当該出資の貸借対照表計上額は41,820百万円です。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	275,483百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	273,148
持分法を適用した場合の投資損失の金額	6,996

(注) 上記の金額は、いずれも当社の子会社が保有する関連会社に対する投資に係る金額を含めて表示していません。

関連会社に対する投資の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠した場合に持分法の適用対象となる投資の帳簿価額であり、持分法を適用した場合の投資の金額および持分法を適用した場合の投資損失の金額は、同基準に準拠したものです。

なお、持分法を適用した場合の投資損失の金額は、持分変動損益、持分法による投資の減損損失の金額を含めて表示しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
子会社	Wireless City Planning(株)	電気通信 事業	(所有) 直接31.8	役員の兼任 資金の貸付	配当金の受取	18,990		—
子会社	Aホールディング ス(株)	出資先企業の 事業活動管理	(所有) 直接50.0	役員の兼任	配当金の受取 (* 1)	90,306		—
子会社	SB C&S(株)	流通事業	(所有) 直接100.0	役員の兼任 資金の貸付	配当金の受取	15,150		—
					資金の貸付 (* 2)	79,800		—
					貸付金の回収	89,000		—
					利息の受取 (* 2)	190	その他の流動資 産	66
子会社	SBペイメントサ ービス(株)	決済代行業業	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の預り (* 3)	△2,434		
					利息の支払 (* 3)	158	預り金	108,010

取引条件および取引条件の決定方針等

- (* 1) 取引金額の内訳は、損益計上額32,687百万円、投資勘定の減額57,619百万円です。
- (* 2) 資金の貸付に関しては、市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定しています。
- (* 3) 子会社からのCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、預貸制度については資金移動を日次で行っているため、資金の預りの取引金額は増減額の記載となっています。

役員及び個人主要株主等

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
役員及びその近親者	宮内 謙	親会社取締役	(被所有) 直接0.01	親会社取締役	ストックオプションの権利行使 (* 1)	947		—
役員及びその近親者	今井 康之	当社取締役	(被所有) 直接0.05	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (* 1)	249		—
					貸付金の回収 (* 2) (* 3) (* 4)	430	役員及び従業員に対する長期貸付金	430
					貸付金利息の受取	9		—
役員及びその近親者	宮川 潤一	当社取締役	(被所有) 直接0.35	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (* 1)	249		—
					資金の貸付 (* 2) (* 3) (* 4) (* 5)	—	役員及び従業員に対する長期貸付金	19,930
					貸付金利息の受取	219		—
役員及びその近親者	榛葉 淳	当社取締役	(被所有) 直接0.05	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (* 1)	689		—
役員及びその近親者	藤原 和彦	当社取締役	(被所有) 直接0.03	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (* 1)	187		—
					貸付金の回収 (* 2) (* 3) (* 4)	320	役員及び従業員に対する長期貸付金	320
					貸付金利息の受取	6		—
					預託金の返金	207		
					預託金の受取 (* 2)	200		
					預託金の相殺 (* 2)	200		
					預託金利息の支払	0		—
役員及びその近親者	孫 正義	当社取締役	(被所有) 直接0.08	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (* 1)	498		—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (* 1) 会社法に基づき、2018年3月6日、2018年3月27日および2021年6月22日の取締役会において決議されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。
- (* 2) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.03%から1.10%、返済条件は貸付日の属する年度から5年後の年度末を弁済期日とする満期一括返済で、合意による5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。預託金の残高の減少は貸付金との相殺によるものです。
- (* 3) 本取引については、借入人の以下の資産が担保として設定されています。
 - ・本貸付金により購入したソフトバンク(株)の株式
- (* 4) 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。

また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を留保し、貸付金の弁済に充てる権利（以下「追加的権利」）を有しています。
- (* 5) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利を行使した後の不足額の全額について、取締役である孫正義による保証が付与されています。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に基地局の一部、データセンター、ネットワークセンターおよび本社ビル等の事務所について、設備撤去または原状回復に係る費用等を合理的に見積り、資産除去債務を認識しています。

これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は利付国債平均利回りを使用しています。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	52,367百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,161
時の経過による調整額	122
資産除去債務の履行による減少額	△11,857
見積りの変更による増加額	15,149
期末残高	56,942

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

通信設備の効率運用等の検討に伴い一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったこと、また、物価上昇などの環境変化に伴い一部の設備の原状回復に係る費用等を見積り変更を実施したことにより、資産除去債務を15,149百万円計上しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額(注1) 19円80銭

1株当たり当期純利益(注2)(注3) 8円71銭

(注1) 1株当たり純資産額は、「純資産」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注2) 1株当たり当期純利益は、「当期純利益」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注3) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益および費用の計上基準」に記載の通りです。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。